

2. 都道府県別経済財政モデルのデータ推計方法

2.1 年金部門

2.1.1 厚生年金

(1) 負担

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 4. 厚生年金保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数-都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）-全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス-基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）-全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

② 推計方法

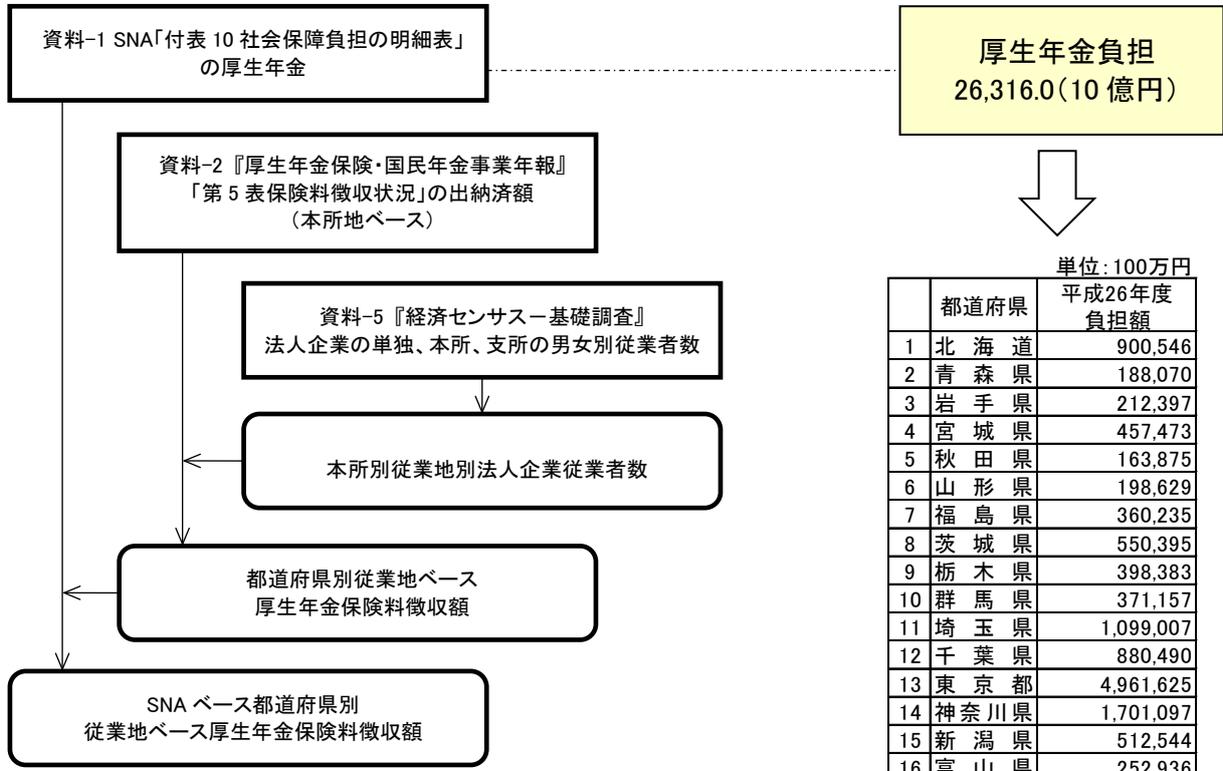
- ・都道府県別の厚生年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）（b）厚生年金」の金額（以下、SNAベースの厚生年金徴収料という）を、従業地ベースの厚生年金保険徴収額の都道府県構成比で分割し、これをそれぞれの都道府県の従業地ベース厚生年金負担データとする。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left(Ch_i / \sum_{k=1}^{47} L_{ik} \right) L_{ij}}{\sum_{k=1}^{47} Ch_i}$$

- Cw_j : 都道府県 j の従業地ベース厚生年金徴収料
- Ch_i : 都道府県 i の本所地ベース厚生年金徴収料
- C_{SNA} : SNA ベースの厚生年金徴収料（全国）
- L_{ij} : 本所地都道府県 i、従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- 従業地ベースの厚生年金保険徴収料の都道府県構成比は、資料-2の「第5表 保険徴収状況」の徴収済額を基に推計する。このデータは、本所地ベースであることから、これを従業地ベースに変換する必要がある。資料-5（平成19年度以前は資料-3および4）から本所地別従業地別法人企業従業者数を推計し、これに本所地ベース従業者一人当たり徴収料を乗じて、従業地ベース徴収料とする。
- 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料3によって各都道府県の本所地ベース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料4から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業地ベースの従業者数とする。経済センサス基礎調査についても推計の手順は同様であるが、用いる表は資料-5のみで計算を行っている。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成26年度 負担額
1	北海道	900,546
2	青森県	188,070
3	岩手県	212,397
4	宮城県	457,473
5	秋田県	163,875
6	山形県	198,629
7	福島県	360,235
8	茨城県	550,395
9	栃木県	398,383
10	群馬県	371,157
11	埼玉県	1,099,007
12	千葉県	880,490
13	東京都	4,961,625
14	神奈川県	1,701,097
15	新潟県	512,544
16	富山県	252,936
17	石川県	231,313
18	福井県	157,588
19	山梨県	153,144
20	長野県	415,839
21	岐阜県	380,582
22	静岡県	850,880
23	愛知県	1,873,916
24	三重県	357,870
25	滋賀県	275,425
26	京都府	466,240
27	大阪府	2,174,199
28	兵庫県	961,376
29	奈良県	175,020
30	和歌山県	137,271
31	鳥取県	93,524
32	島根県	119,905
33	岡山県	362,491
34	広島県	587,190
35	山口県	257,157
36	徳島県	127,726
37	香川県	191,336
38	愛媛県	238,885
39	高知県	110,856
40	福岡県	952,436
41	佐賀県	145,185
42	長崎県	207,265
43	熊本県	277,362
44	大分県	190,030
45	宮崎県	189,664
46	鹿児島県	258,566
47	沖縄県	186,899
	合計	26,315,999

(2) 給付

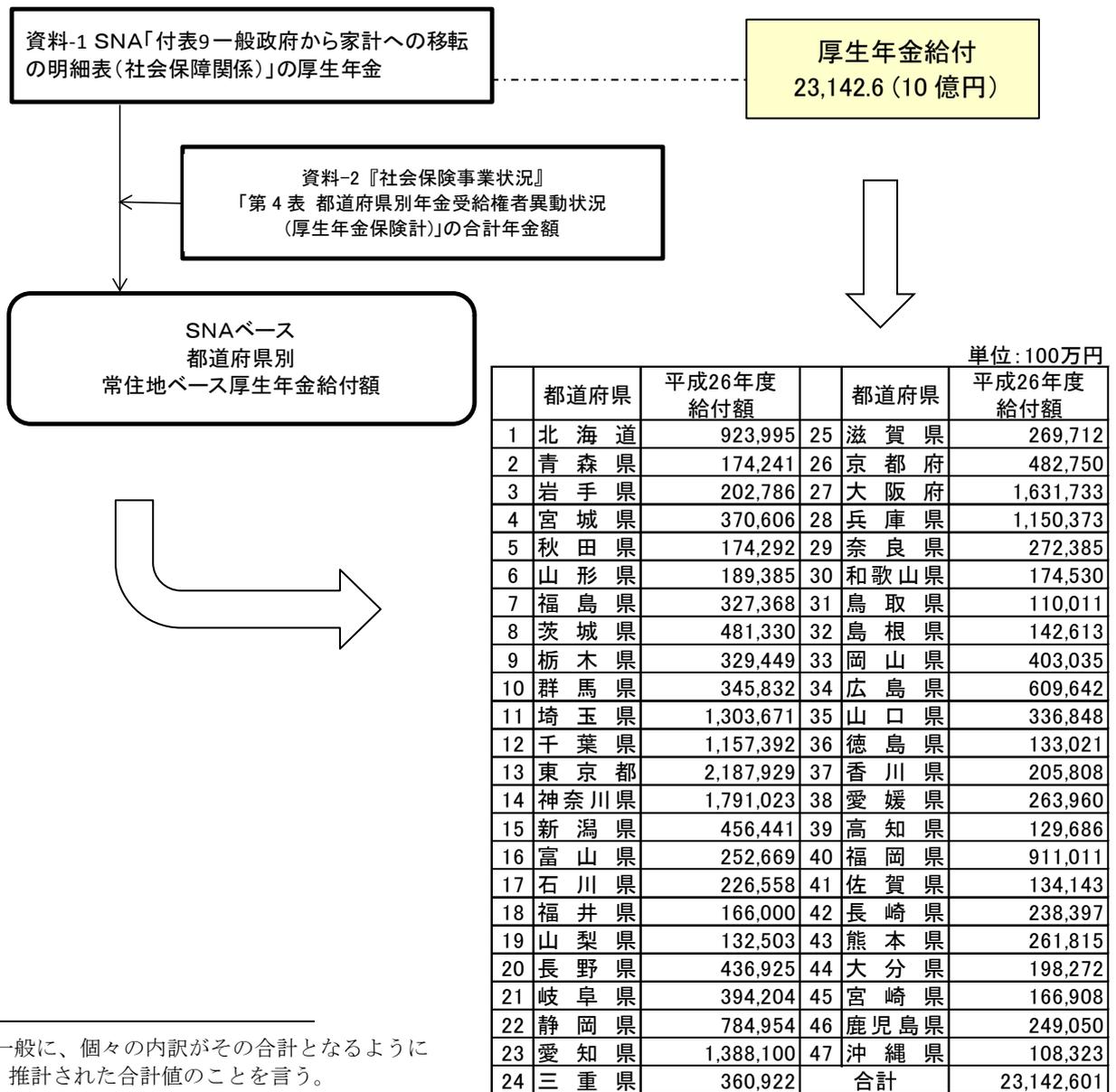
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』（厚生労働省）---厚生年金「第4表 都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)」

② 推計方法

- ・各都道府県の厚生年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の厚生年金の金額をコントロール・トータル²として、これを資料-2『社会保険事業状況』の第4表都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



² 一般に、個々の内訳がその合計となるように推計された合計値のことを言う。

2.1.2 国民年金

(1) 負担

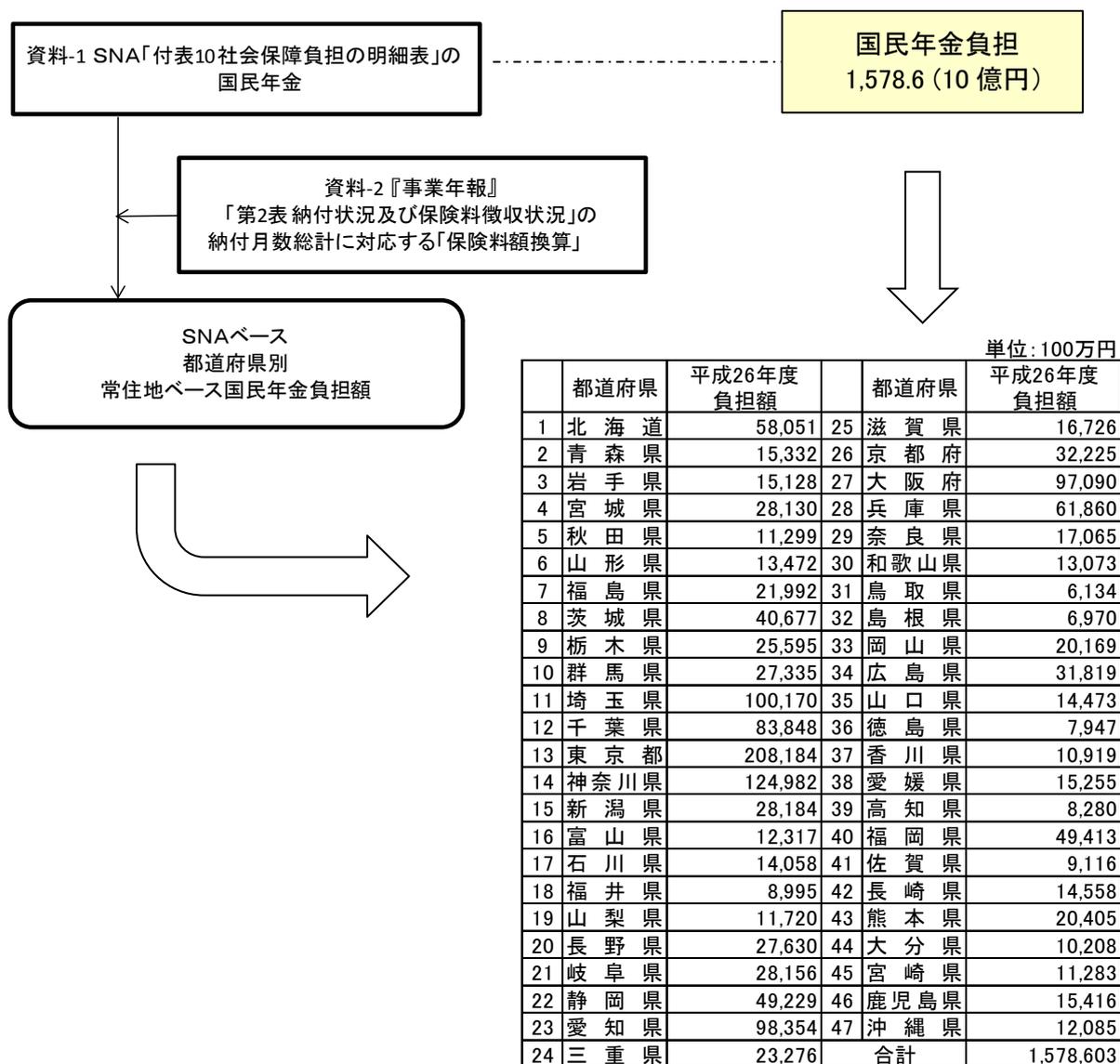
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 5. 国民年金「第2表 納付状況及び保険料徴収状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の国民年金負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(1)年金（除児童手当）(c)国民年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の「第2表納付状況及び保険料収納状況」の納付月数総計に対応する「保険料額換算」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

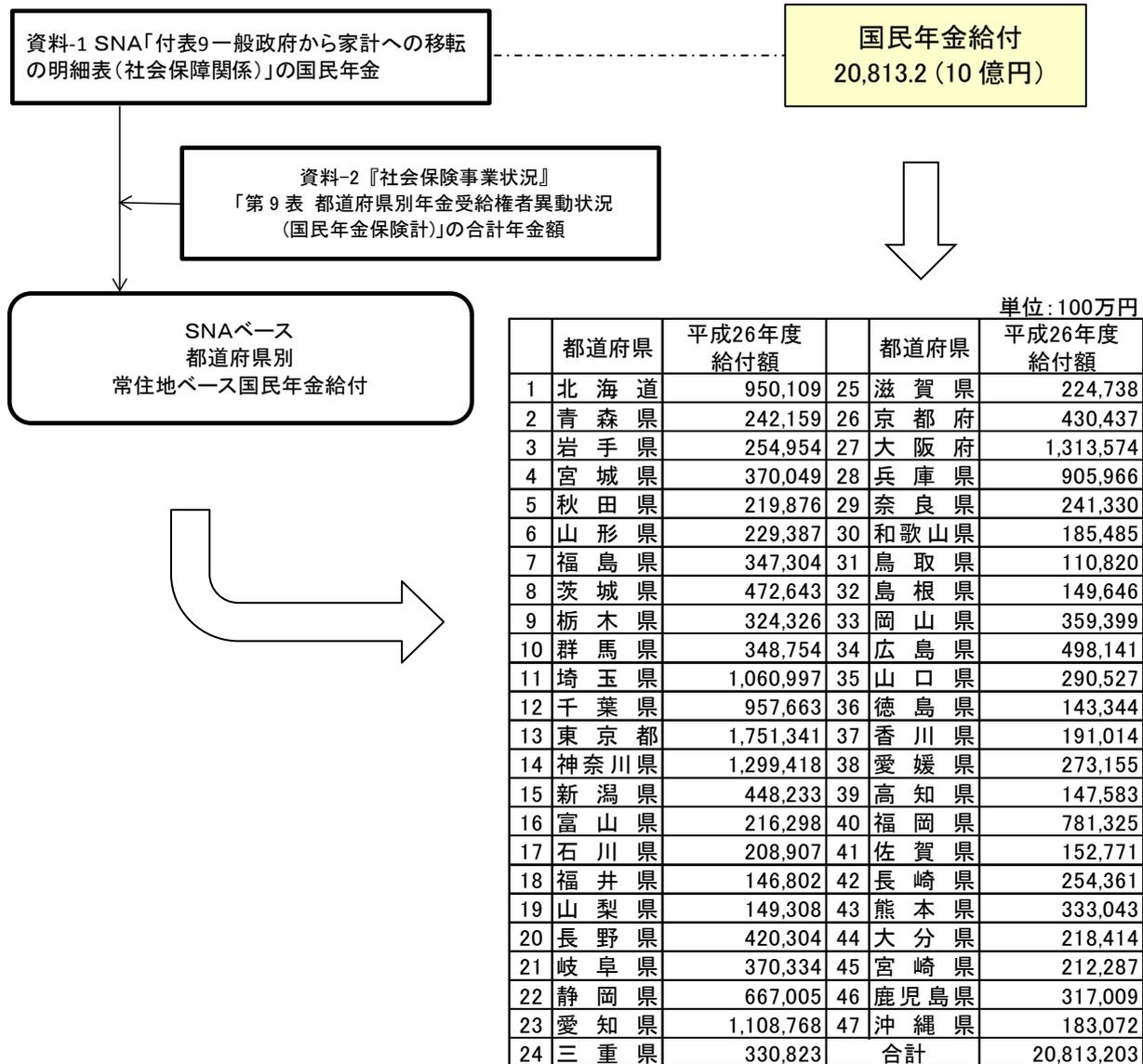
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』（厚生労働省）---国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況（総計）」

② 推計方法

- ・各都道府県の国民年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の国民年金の金額をコントロール・トータルとして、これを資料-2『社会保険事業状況』の国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況（総計）」の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.1.3 国家公務員共済組合

(1) 負担

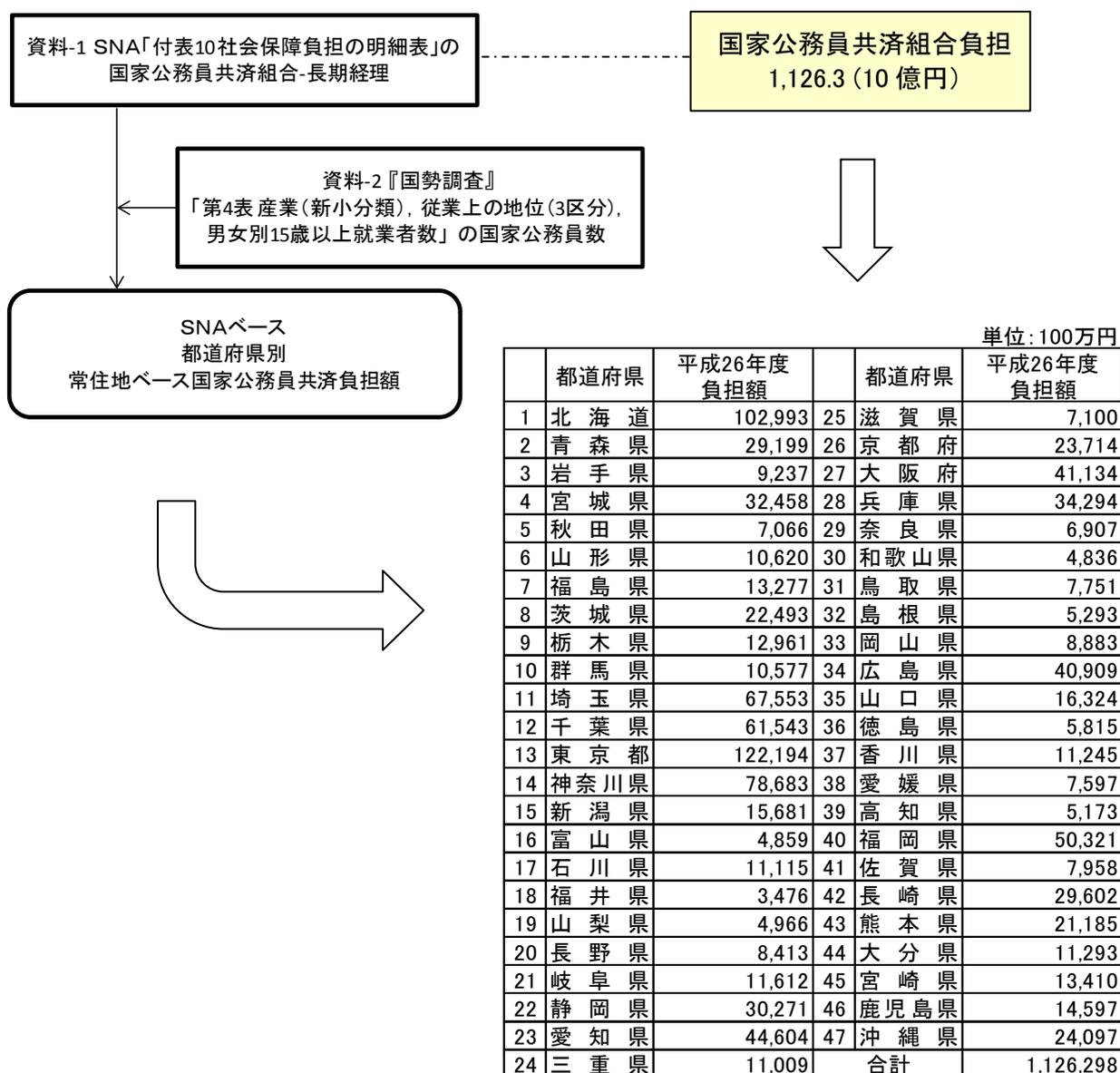
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

② 推計方法

- ・都道府県別の国民公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（1）国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），「男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

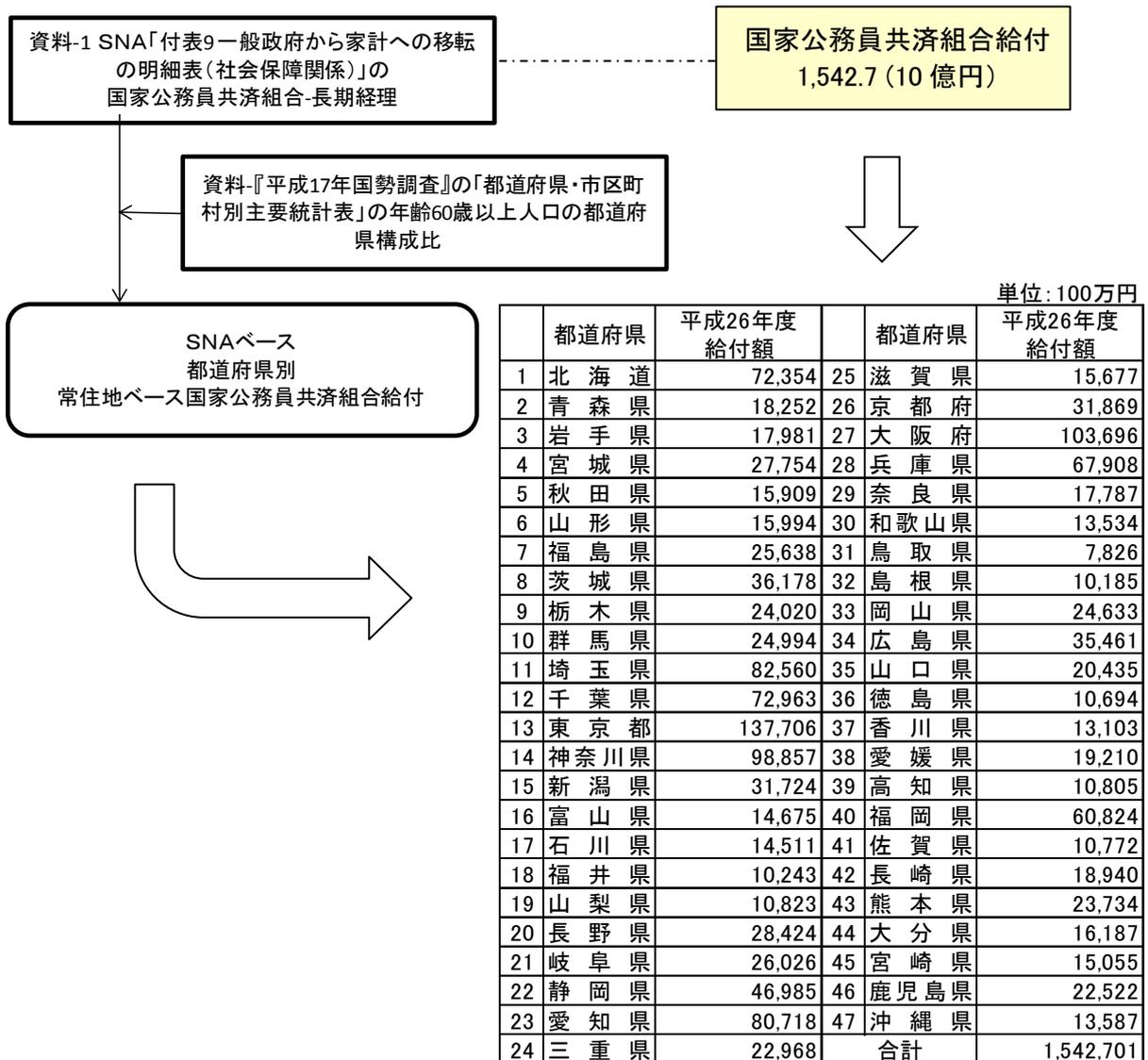
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省） --- 「都道府県・市区町村別主要統計表」

② 推計方法

- ・各都道府県の国家公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の3. 共済組合（1）国家公務員共済組合b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 による年齢60歳以上人口の都道府県構成比で分割する（データ等の制約から、都道府県間の60歳以上人口に占める共済組合給付の対象者の割合の違いは反映できていない）。

③ 推計フロー



2.1.4 地方公務員共済組合

(1) 負担

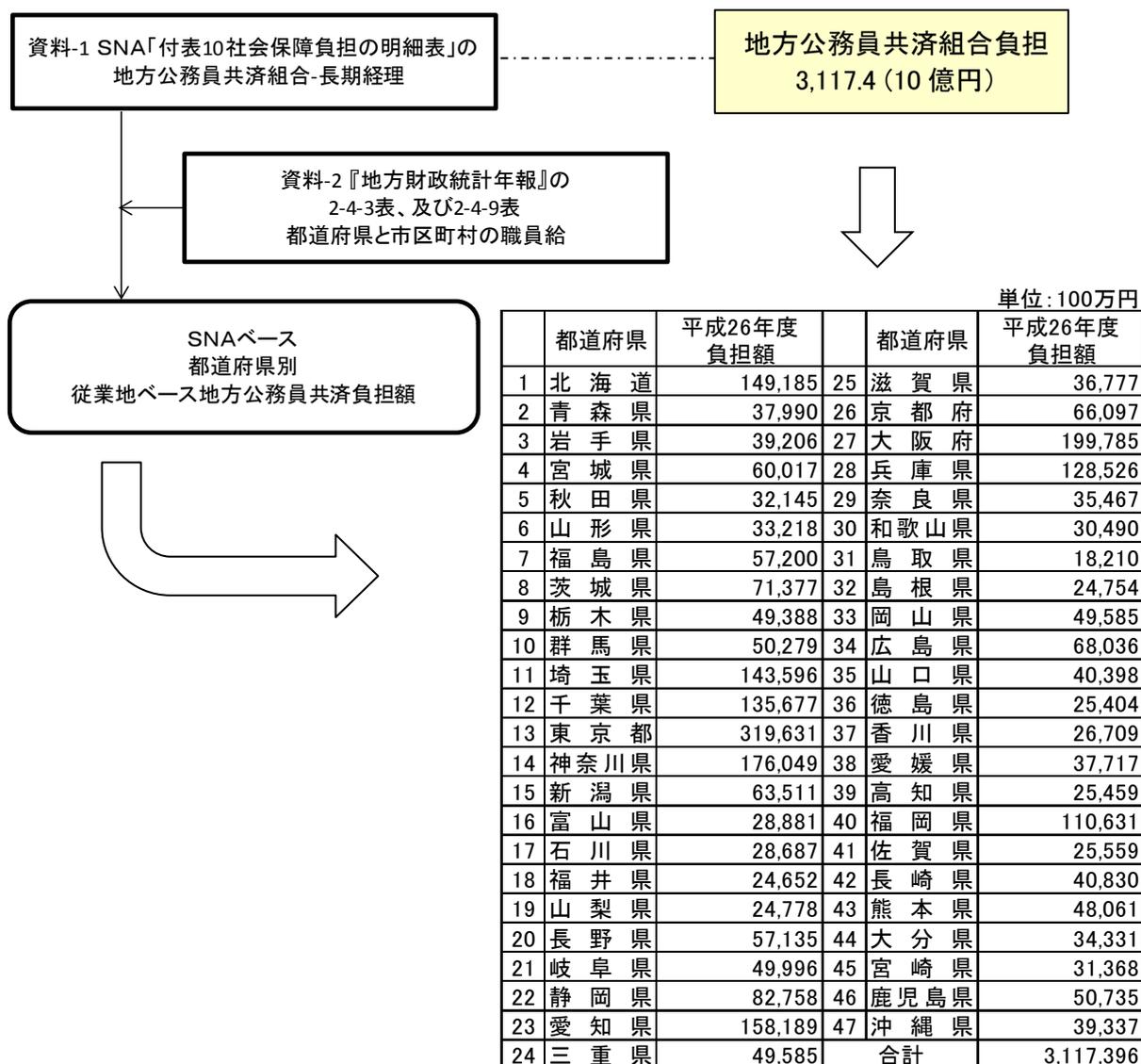
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

② 推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『地方公務員共済組合等事業年報』（総務省）… 「長期経理損益計算書」
- ・資料-3 『決算書及び附属資料』（地方職員共済組合）
- ・資料-4 『決算書及び附属資料』（公立学校共済組合）
- ・資料-5 『決算書及び附属資料』（警察共済組合）
- ・資料-6 『国勢調査』（総務省）--- 「都道府県・市区町村別主要統計表（一覧表）」
- ・資料-7 『国勢調査』（総務省）--- 「第 3 表 従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」
- ・資料-8 『地方公務員給与実態調査』（総務省）--- 「第 1 表の 2 団体区分別，職種別，都道府県別職員数及び平均基本給月額」(2)市 全職員数および(3)町村 全職員数

② 推計方法

- ・各都道府県の地方公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の 3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2～資料-6 によって推計した各共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の合計給付額の都道府県構成比で分割したものを、資料-7 で従業地ベースから常住地ベースに変換する。
- ・具体的には、資料-2 から都職員共済組合、指定都市職員共済組合、都市職員共済組合、及び市町村職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を都道府県別に把握する。同様に資料-3 から地方職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を、資料-4 から公立学校共済組合の給付を都道府県別に把握する。さらに、資料-5 から警察共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の全国合計を把握し、これを資料-6 の人口の都道府県構成比で按分する。ただし、資料-2 に関しては、平成 19 年度以降、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合が統合され、全国値でしか把握できない。そのため、平成 19 年度以降については、資料-8 の市町村の職員数の都道府県別構成比をウェイトとして、全国値を都道府県別に按分して算出した。
- ・上記の各共済組合の給付を都道府県別に合算した金額は、従業地ベースであることから、これに資料-7 から計算した従業者の常住地都道府県構成比を都道府県別に乗じて、下式のよ様に常住地ベースに変換する。

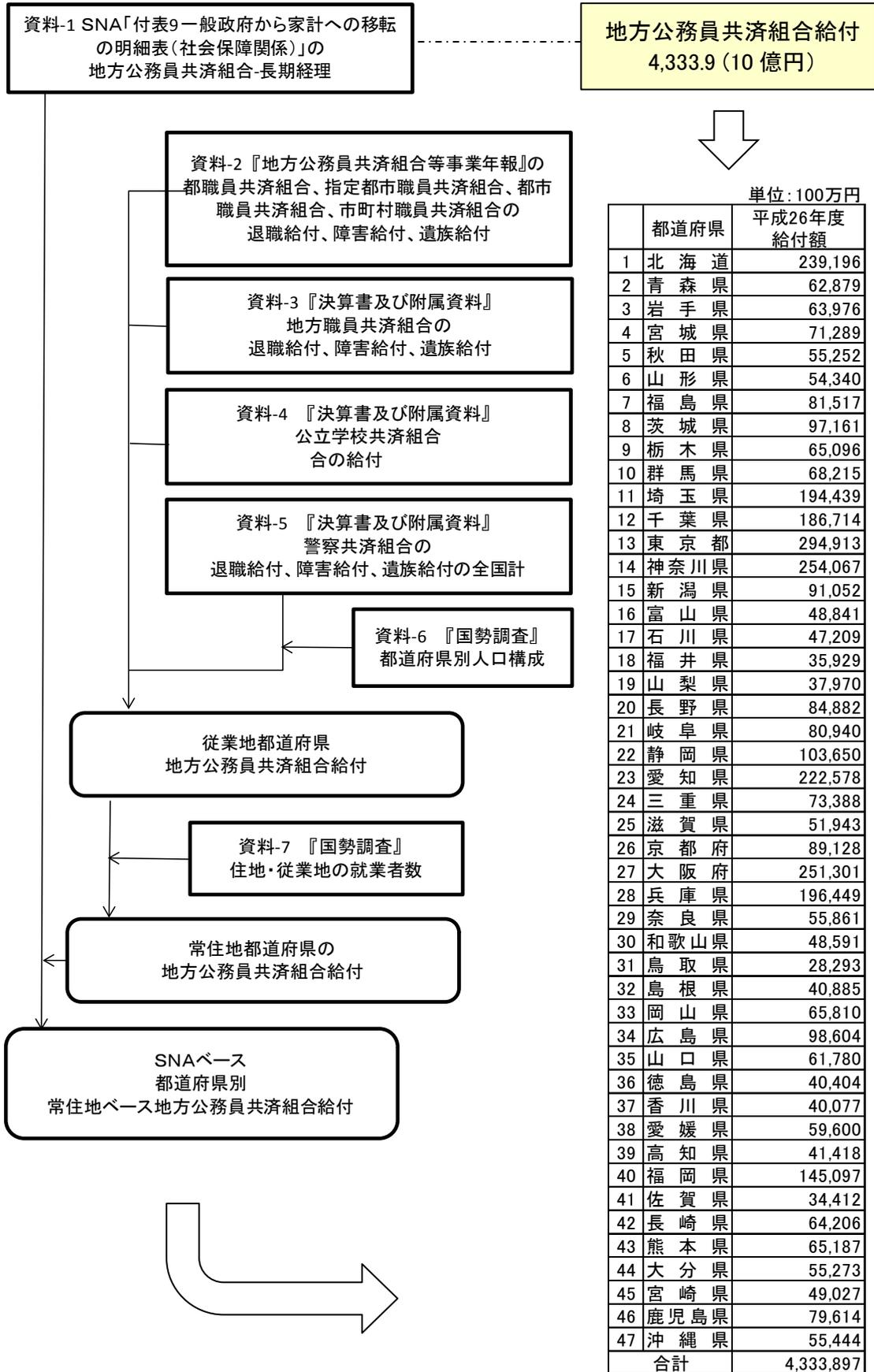
$$Sl_i = \sum_{j=1}^{47} Sw_j \frac{L_{ij}}{L_j}$$

Sl_i : 常住地都道府県 i の給付額

Sw_j : 従業地都道府県 j の給付額

L_{ij} : 常住地都道府県 i, 従業地都道府県 j の従業者数

③ 推計フロー



2.1.5 私学・その他共済

(1) 負担

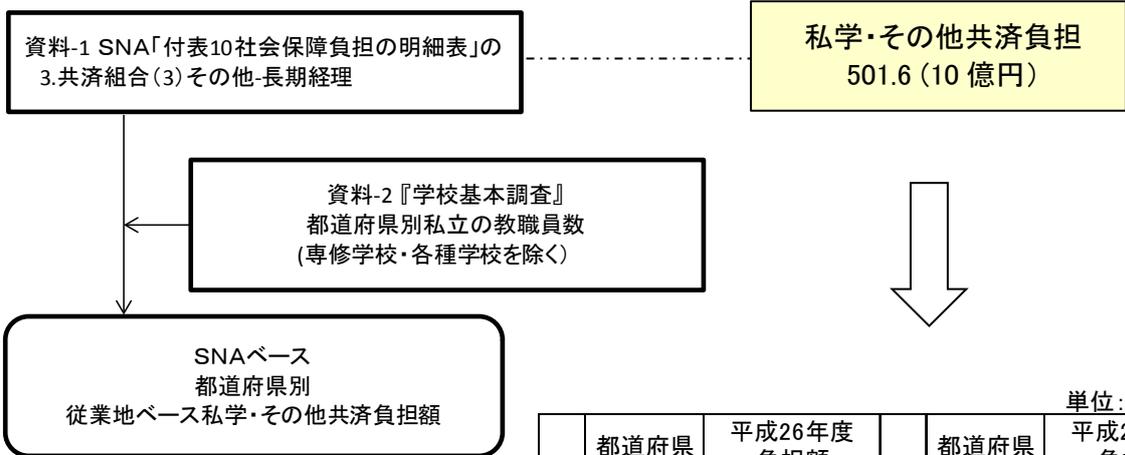
① 使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

② 推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合 (3) その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2 において、平成 19 年度以降は「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」における「小学校」「中学校」「高等学校（通信教育を含む）」「中等教育学校」「特別支援学校」「幼稚園」、及び「高等教育機関編」における「大学・大学院」「短期大学」「高等専門学校」の私立の職名別教員数（本務者）の合計値を使用する。ただし、「高等学校（通信教育を含む）」の「全日制・定時制」については、国立・公立・私立の計と、公立計が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計を引いた値（国立・私立の計）に、国立・私立の計に占める私立の割合で乗じて算出する。また、特別支援学校についても、国立・公立・私立の計と、公立計、国立計の値が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計と国立計を引いて算出している。

③ 推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成26年度 負担額		都道府県	平成26年度 負担額
1	北海道	17,759	25	滋賀県	2,395
2	青森県	3,570	26	京都府	17,910
3	岩手県	3,542	27	大阪府	38,810
4	宮城県	8,127	28	兵庫県	19,228
5	秋田県	1,684	29	奈良県	4,460
6	山形県	3,063	30	和歌山県	1,687
7	福島県	4,976	31	鳥取県	1,287
8	茨城県	7,496	32	島根県	732
9	栃木県	12,714	33	岡山県	6,823
10	群馬県	5,018	34	広島県	10,632
11	埼玉県	25,897	35	山口県	4,038
12	千葉県	19,574	36	徳島県	1,468
13	東京都	119,658	37	香川県	2,069
14	神奈川県	32,118	38	愛媛県	3,924
15	新潟県	5,013	39	高知県	1,723
16	富山県	1,863	40	福岡県	24,493
17	石川県	4,465	41	佐賀県	2,524
18	福井県	1,648	42	長崎県	4,561
19	山梨県	2,439	43	熊本県	5,098
20	長野県	4,238	44	大分県	3,207
21	岐阜県	5,871	45	宮崎県	3,501
22	静岡県	10,348	46	鹿児島県	5,261
23	愛知県	28,933	47	沖縄県	1,769
24	三重県	3,988		合計	501,602

(2) 給付

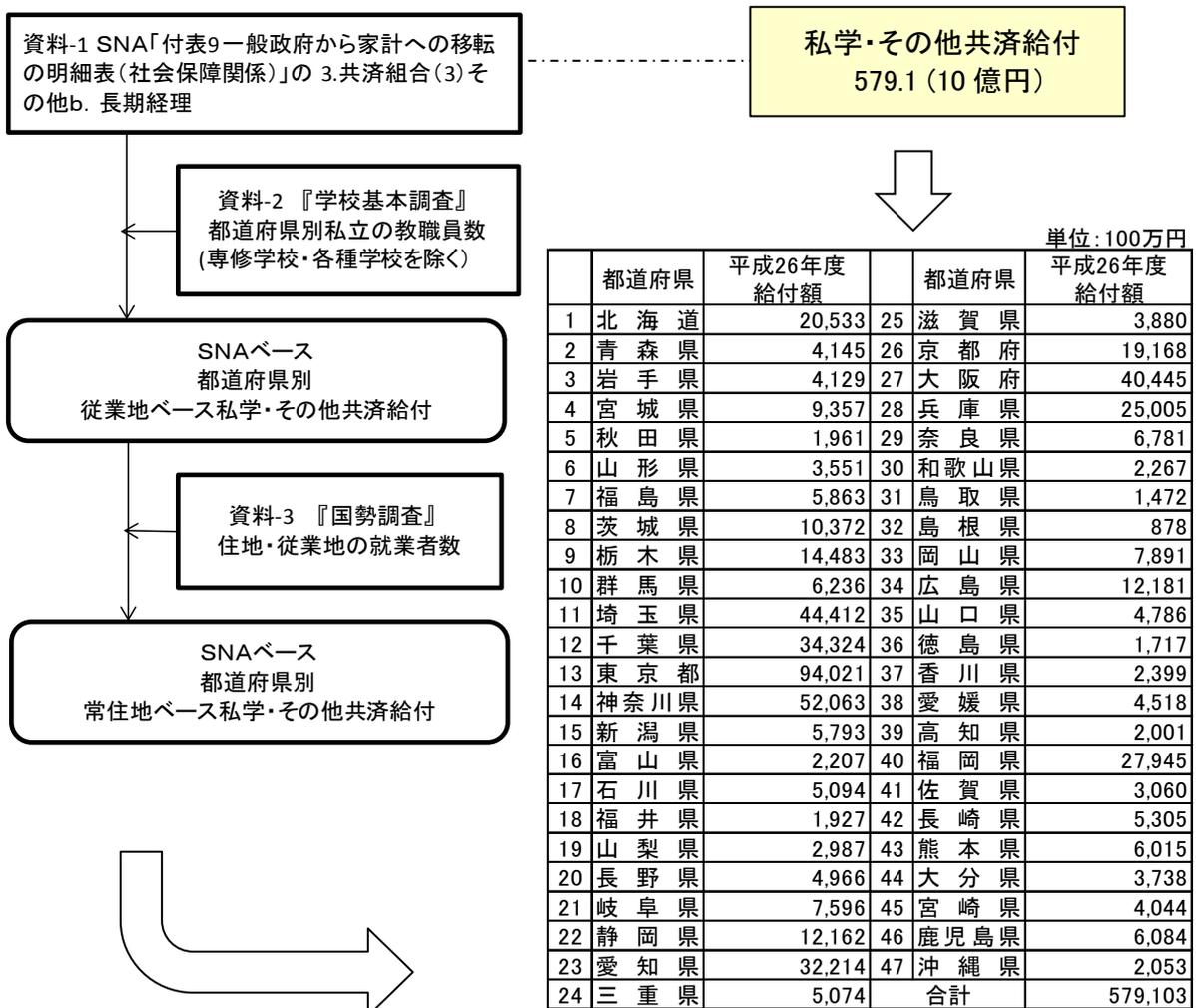
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省）--- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」
- ・資料-3 『国勢調査』（総務省）--- 「第3表 従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別15歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」

② 推計方法

- ・各都道府県の私学・その他共済給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の3. 共済組合（3）その他b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割し、ついで資料-3から計算した従業地都道府県別従業者の常住地都道府県構成比を掛けて常住地ベースに変換する。なお、資料2の詳細については、【負担】を参照。

③ 推計フロー



2.1.6 船員保険

(1) 負担

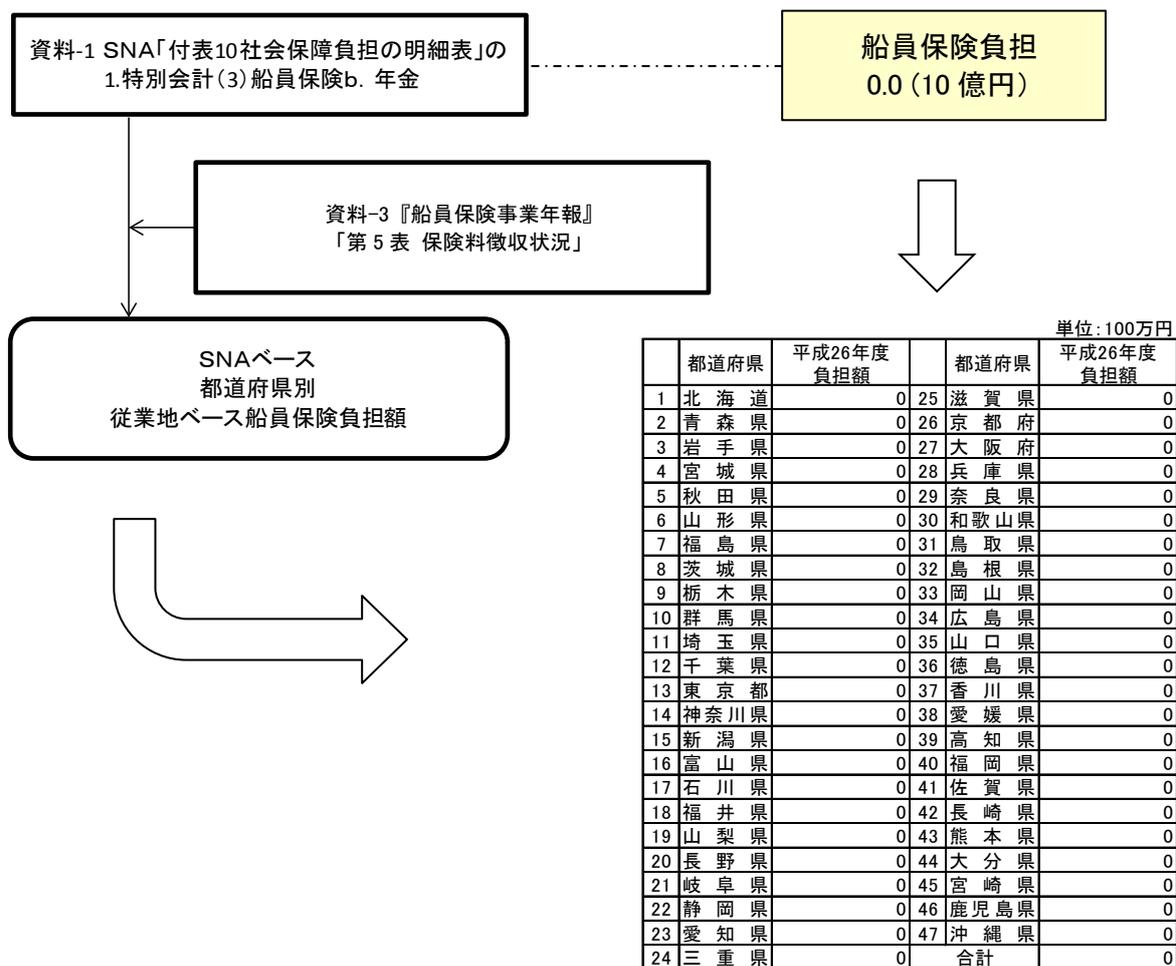
① 使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-4『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 1 表 摘要状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計 (3) 船員保険 b. 年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009 年度については資料-4 の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010 年度以降は資料-1 で空白となっているので計上しない。

③ 推計フロー



(2) 給付

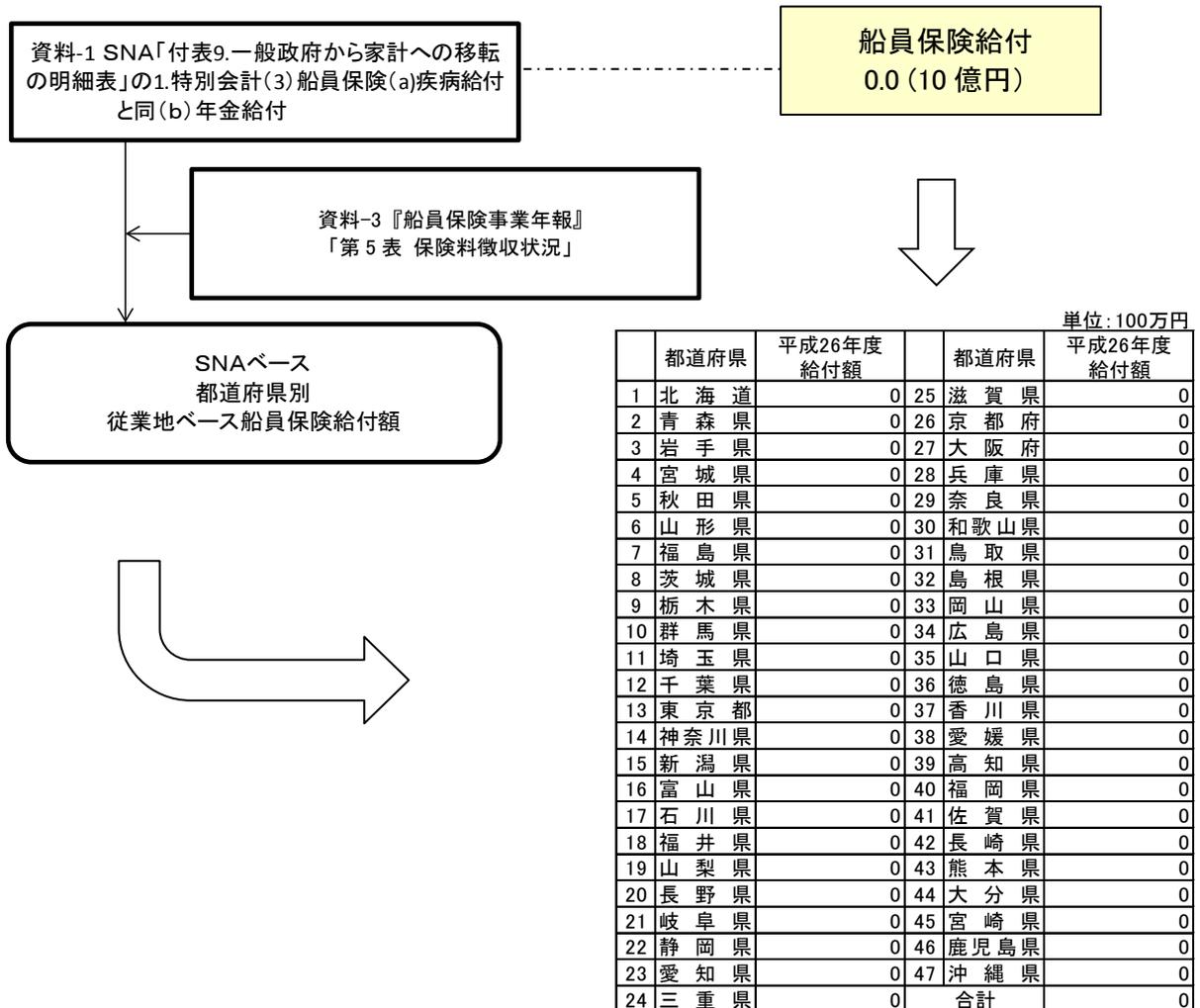
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険 - 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第1表 摘要状況」

② 推計方法

- ・各都道府県の船員保険給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の「1. 特別会計（4）船員保険」の現物社会移転以外の社会給付（疾病給付と年金給付の合計）をコントロール・トータルとして、資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比（2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額都道府県構成比）で分割する。2010年度以降は資料-1でblankとなっているので計上しない。

③ 推計フロー



2.1.7 その他

(1) 給付

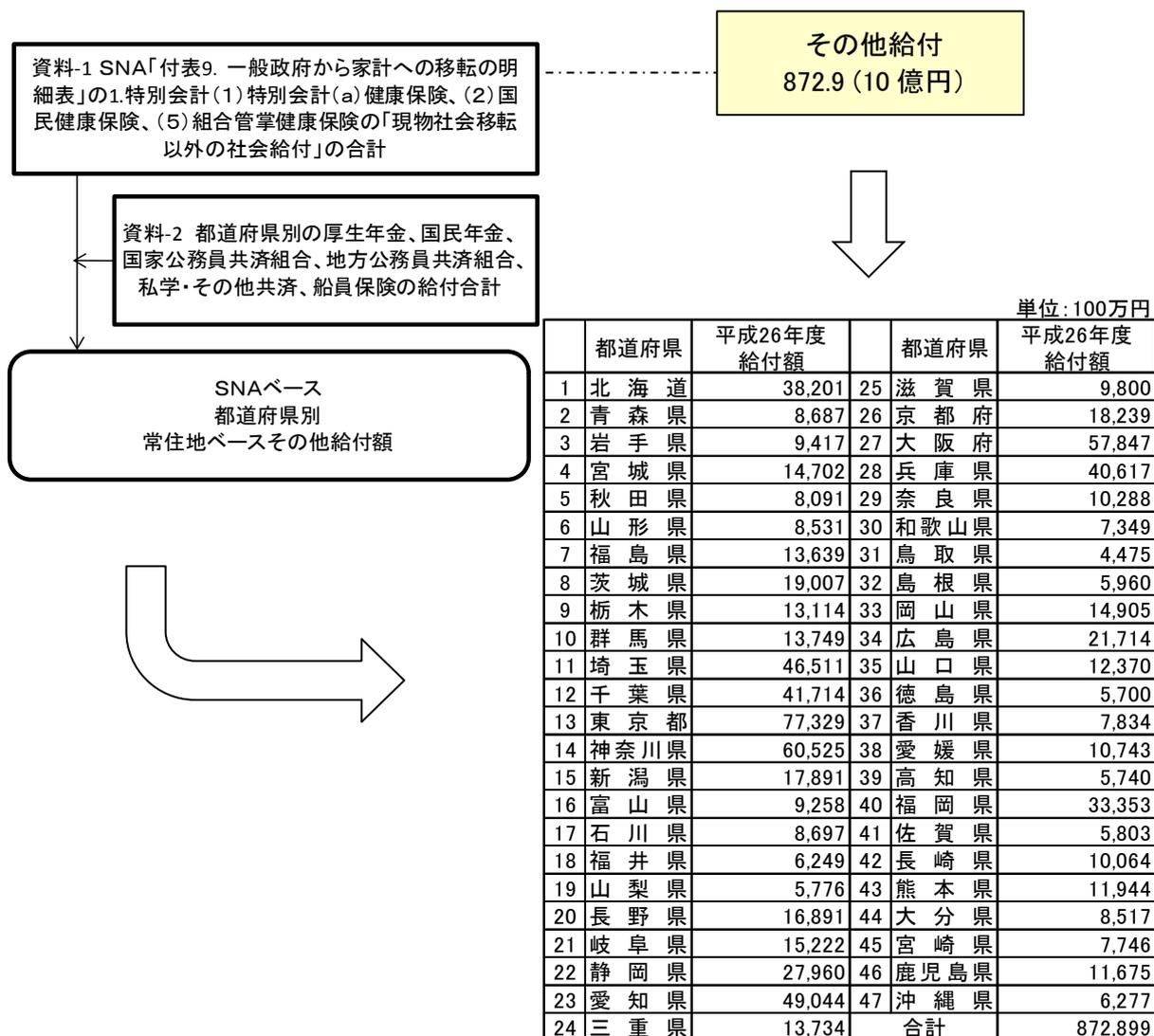
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 本調査で推計した都道府県別の厚生年金、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私学・その他共済、及び船員保険の給付合計

② 推計方法

- ・各都道府県のその他給付の推計は、資料-1「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の1. 特別会計（1）特別会計（a）健康保険、同（2）国民健康保険及び（5）組合管掌健康保険の「現物社会移転以外の社会給付」の合計を、資料-2 の厚生年金保険給付、国民年金保険給付、国家公務員共済給付、地方公務員共済給付、私学・その他共済給付、船員保険給付の合計金額の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2 医療・介護部門

2.2.1 組合管掌健康保険

(1) 負担

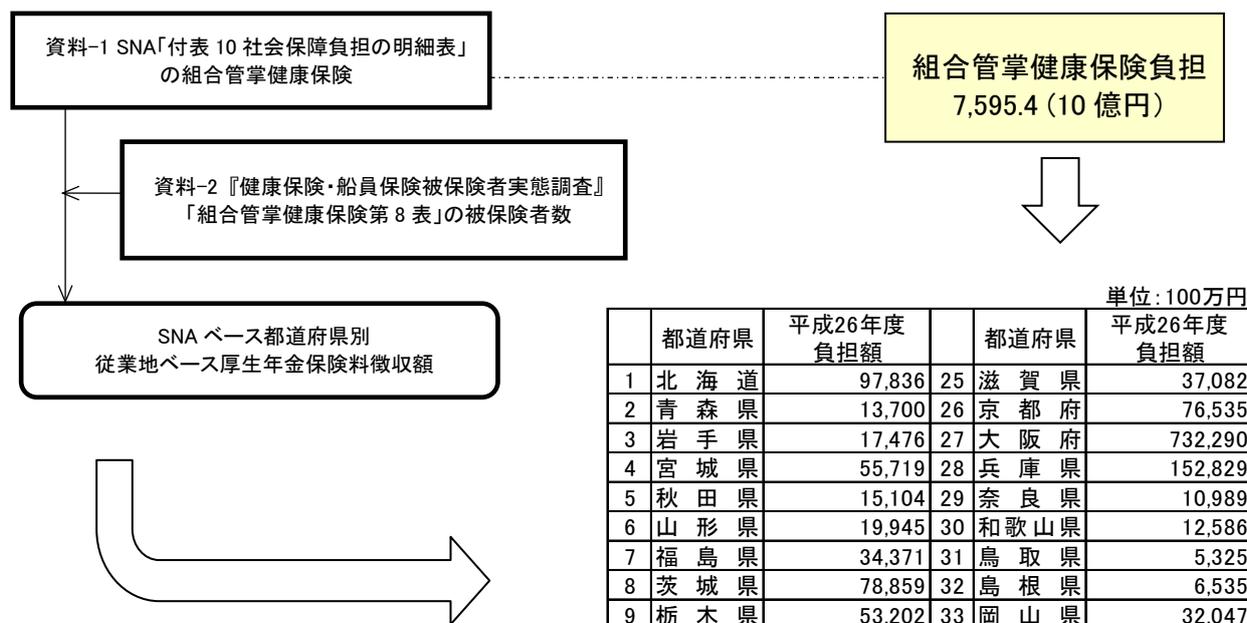
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『健康保険・船員保険被保険者実態調査』（厚生労働省）--- 「組合管掌健康保険 第8表 都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率」

② 推計方法

- ・都道府県別の組合管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の4. 組合管掌健康保険をコントロール・トータルとして、これを事業所ベースの被保険者数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



		単位: 100万円			
	都道府県	平成26年度 負担額	都道府県	平成26年度 負担額	
1	北海道	97,836	25	滋賀県	37,082
2	青森県	13,700	26	京都府	76,535
3	岩手県	17,476	27	大阪府	732,290
4	宮城県	55,719	28	兵庫県	152,829
5	秋田県	15,104	29	奈良県	10,989
6	山形県	19,945	30	和歌山県	12,586
7	福島県	34,371	31	鳥取県	5,325
8	茨城県	78,859	32	島根県	6,535
9	栃木県	53,202	33	岡山県	32,047
10	群馬県	59,786	34	広島県	90,913
11	埼玉県	192,912	35	山口県	31,321
12	千葉県	183,327	36	徳島県	8,278
13	東京都	3,911,922	37	香川県	22,704
14	神奈川県	433,362	38	愛媛県	21,687
15	新潟県	62,061	39	高知県	6,923
16	富山県	43,762	40	福岡県	126,542
17	石川県	22,172	41	佐賀県	8,665
18	福井県	18,783	42	長崎県	11,715
19	山梨県	16,024	43	熊本県	16,556
20	長野県	69,322	44	大分県	13,748
21	岐阜県	37,033	45	宮崎県	20,913
22	静岡県	177,566	46	鹿児島県	16,217
23	愛知県	467,394	47	沖縄県	18,396
24	三重県	32,967		合計	7,595,401

2.2.2 政府（協会）管掌健康保険

(1) 負担

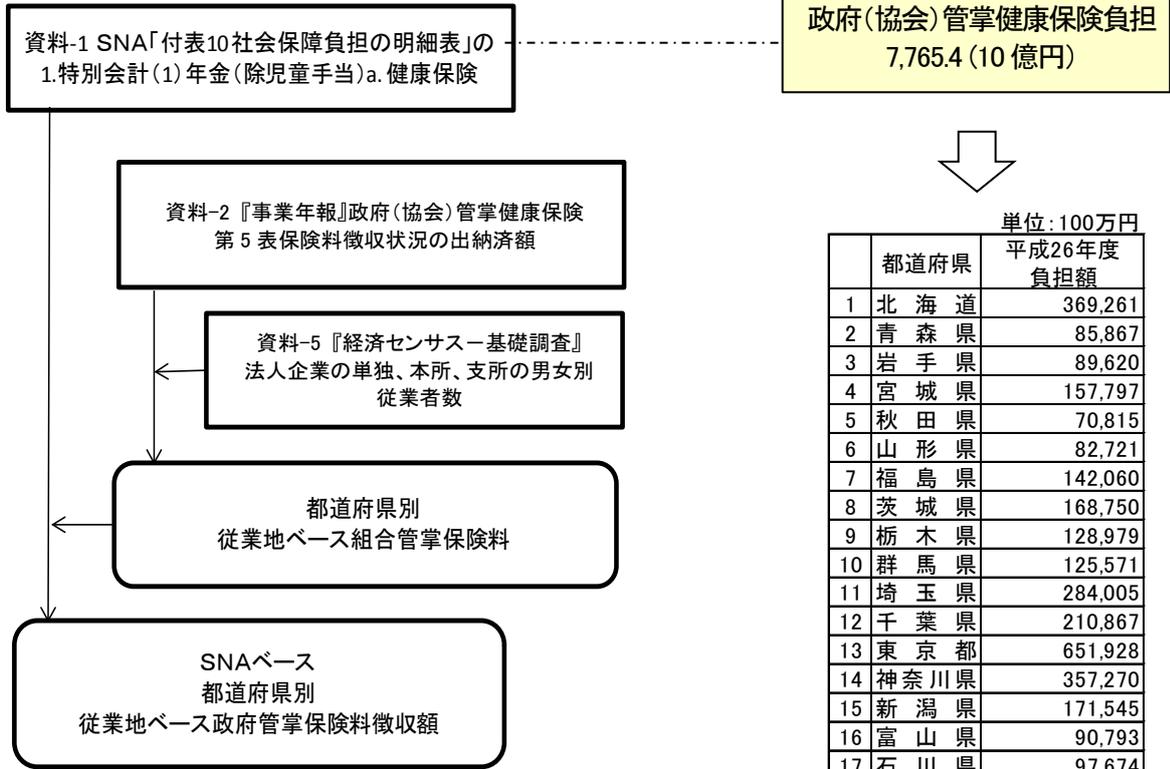
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（全国健康保険協会。平成 19 年度以前は厚生労働省）---統計表編（都道府県編）「第 5 表保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

② 推計方法

- ・都道府県別の政府管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）a. 健康保険」をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの政府（協会）管掌保険料の都道府県構成比で分割する。
- ・従業地ベースの政府（協会）管掌健康保険料は、資料-2 の収納済額を、組合管掌健康保険の場合と同様に、資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から推計した本所地別従業者別法人企業従業者数を用いて本所地ベースを従業地ベースに変換して推計する。

③ 推計フロー



政府(協会)管掌健康保険負担
7,765.4 (10 億円)

単位:100万円

	都道府県	平成26年度 負担額
1	北海道	369,261
2	青森県	85,867
3	岩手県	89,620
4	宮城県	157,797
5	秋田県	70,815
6	山形県	82,721
7	福島県	142,060
8	茨城県	168,750
9	栃木県	128,979
10	群馬県	125,571
11	埼玉県	284,005
12	千葉県	210,867
13	東京都	651,928
14	神奈川県	357,270
15	新潟県	171,545
16	富山県	90,793
17	石川県	97,674
18	福井県	66,463
19	山梨県	56,725
20	長野県	141,617
21	岐阜県	158,633
22	静岡県	246,957
23	愛知県	517,882
24	三重県	130,403
25	滋賀県	95,178
26	京都府	164,088
27	大阪府	555,838
28	兵庫県	324,018
29	奈良県	73,627
30	和歌山県	60,204
31	鳥取県	43,878
32	島根県	55,729
33	岡山県	155,392
34	広島県	215,774
35	山口県	100,406
36	徳島県	59,236
37	香川県	76,752
38	愛媛県	101,774
39	高知県	53,964
40	福岡県	355,144
41	佐賀県	65,760
42	長崎県	95,383
43	熊本県	127,638
44	大分県	86,088
45	宮崎県	83,072
46	鹿児島県	124,384
47	沖縄県	87,869
	合計	7,765,399

2.2.3 国民健康保険

(1) 負担

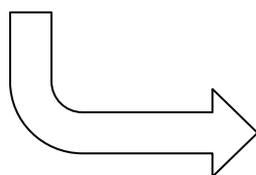
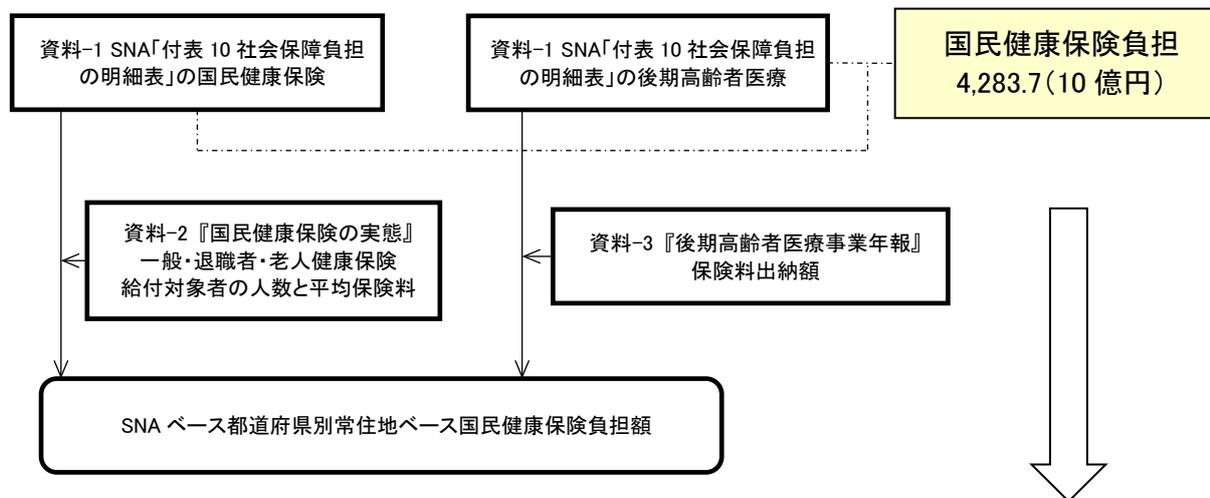
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国民健康保険の実態』（国民健康保険中央会）…「保険料（税）収納状況及び経理関係諸率」
- ・資料-3 『後期高齢者医療事業年報』（厚生労働省）…「第 4 表 都道府県別経理状況（1）保険料出納状況」の出納額

② 推計方法

- 都道府県別の国民健康保険負担の推計は、資料-1「付表 10 社会保障負担明細表」の「2. 国民健康保険」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の一般、退職者、老人保健医療給付対象者（老人保健は平成 19 年度まで）の人数に、それぞれに該当する一人当たり保険料を乗じて推計した保険料収入を合算した都道府県構成比によって分割する。
- さらに、平成 20 年度以降については、資料-1「付表 10 社会保障負担の明細表」における後期高齢者医療の額を資料-3 の値で都道府県別に按分し、従来の国民健康負担に合算した。
- 国民健康保険、後期高齢者医療の両者を合算した額を「国民健康保険負担」とする。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成26年度 負担額		都道府県	平成26年度 負担額
1	北海道	171,184	25	滋賀県	38,582
2	青森県	40,400	26	京都府	82,805
3	岩手県	33,772	27	大阪府	299,338
4	宮城県	70,976	28	兵庫県	180,029
5	秋田県	27,916	29	奈良県	42,977
6	山形県	35,425	30	和歌山県	32,553
7	福島県	52,926	31	鳥取県	15,574
8	茨城県	93,070	32	島根県	19,866
9	栃木県	75,406	33	岡山県	57,339
10	群馬県	64,830	34	広島県	88,112
11	埼玉県	241,524	35	山口県	47,454
12	千葉県	196,913	36	徳島県	22,965
13	東京都	670,855	37	香川県	30,717
14	神奈川県	318,482	38	愛媛県	40,481
15	新潟県	63,187	39	高知県	22,619
16	富山県	31,196	40	福岡県	148,543
17	石川県	34,807	41	佐賀県	26,590
18	福井県	22,076	42	長崎県	42,906
19	山梨県	27,664	43	熊本県	54,703
20	長野県	63,823	44	大分県	33,775
21	岐阜県	67,305	45	宮崎県	35,057
22	静岡県	124,622	46	鹿児島県	44,813
23	愛知県	256,194	47	沖縄県	34,418
24	三重県	56,934		合計	4,283,703

2.2.4 国家公務員共済組合

(1) 負担

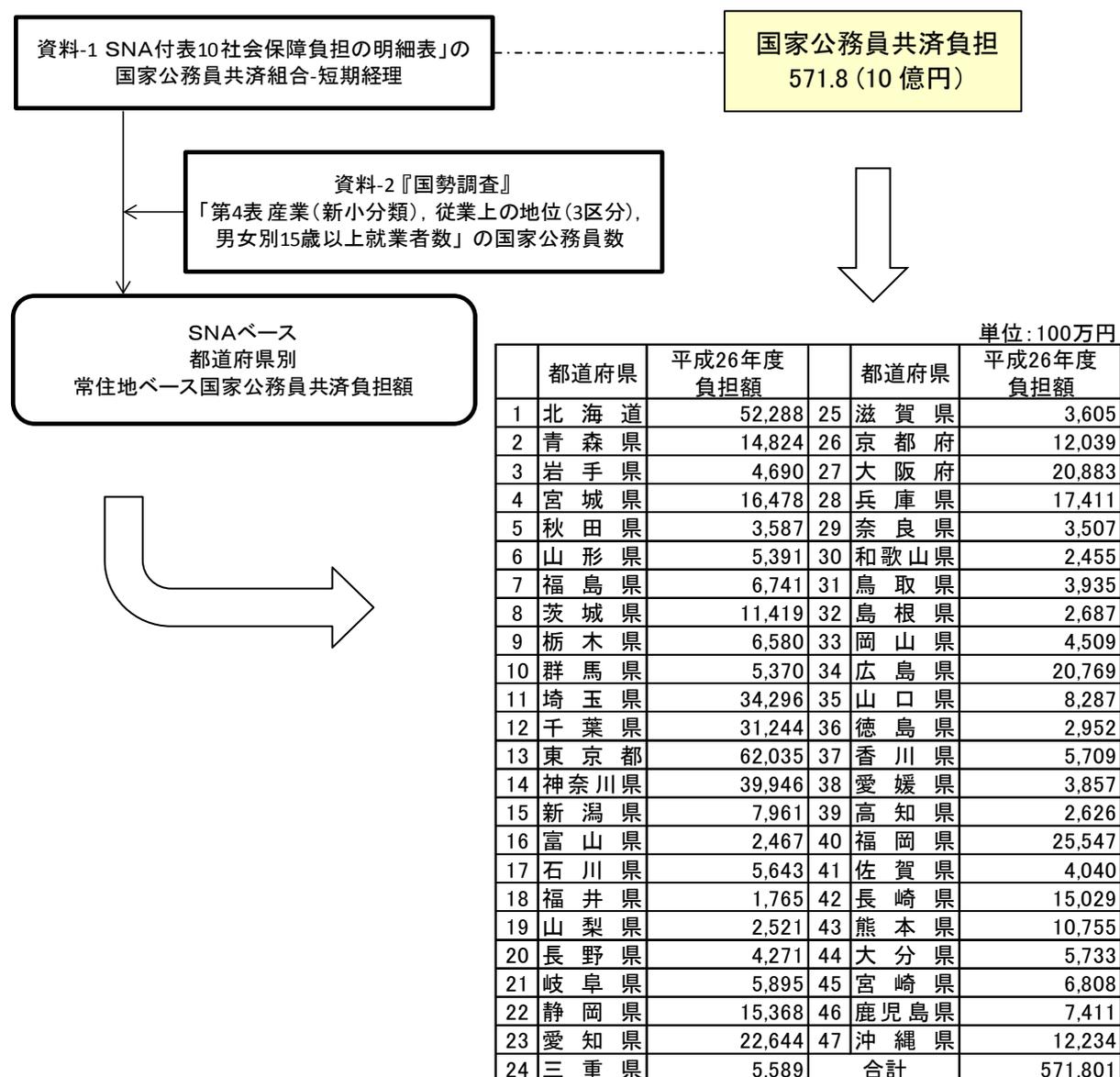
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

② 推計方法

- ・都道府県別の国家公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（1）国家公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2.5 地方公務員共済組合

(1) 負担

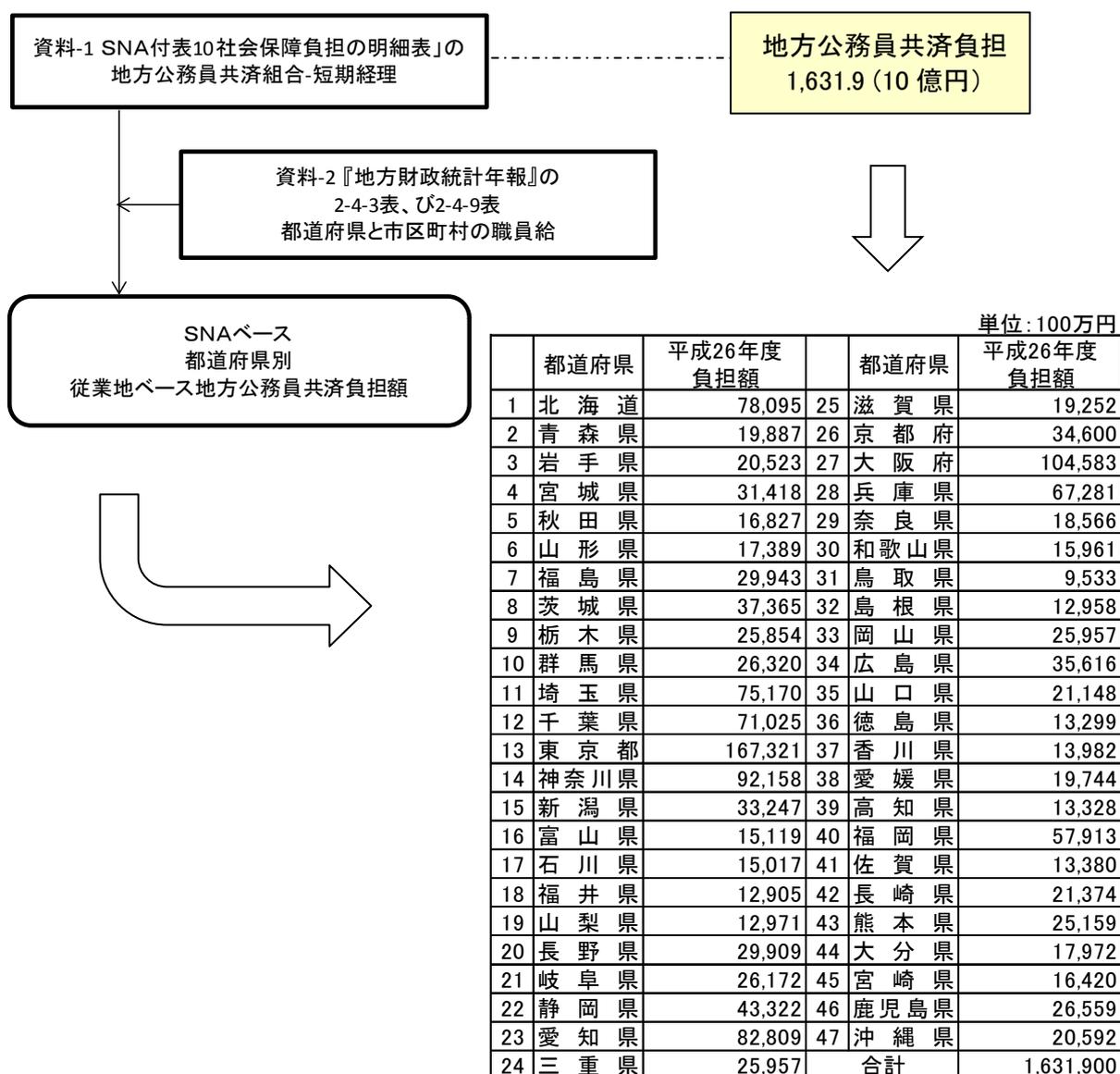
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）---「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

② 推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2.6 私学・その他共済

(1) 負担

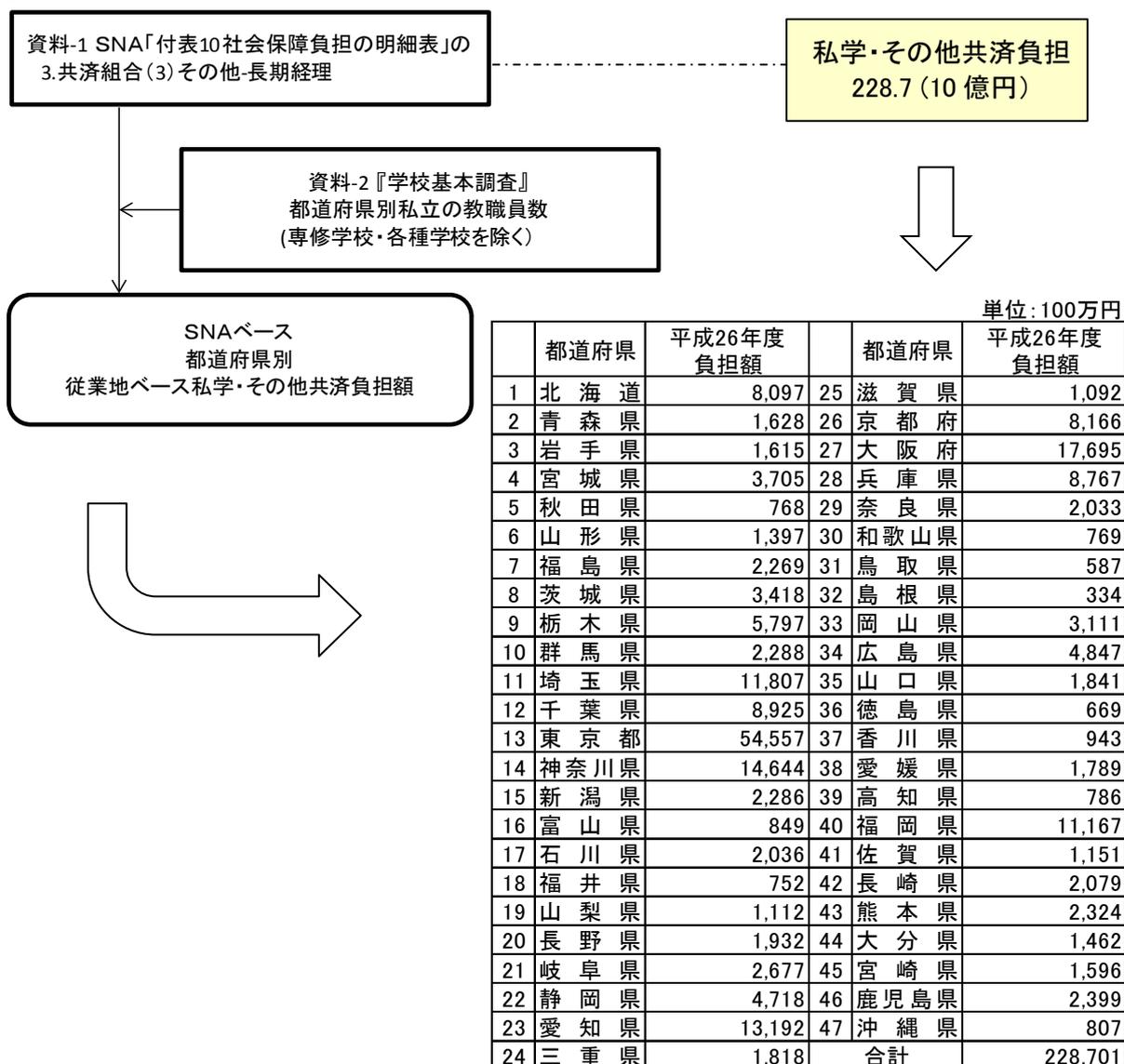
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」

② 推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合 (3) その他 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する（データ等の制約から、都道府県間の給与水準の違いは反映できていない）。なお、資料2の詳細については、2.1.5 【負担】を参照。

③ 推計フロー



2.2.7 船員保険

(1) 負担

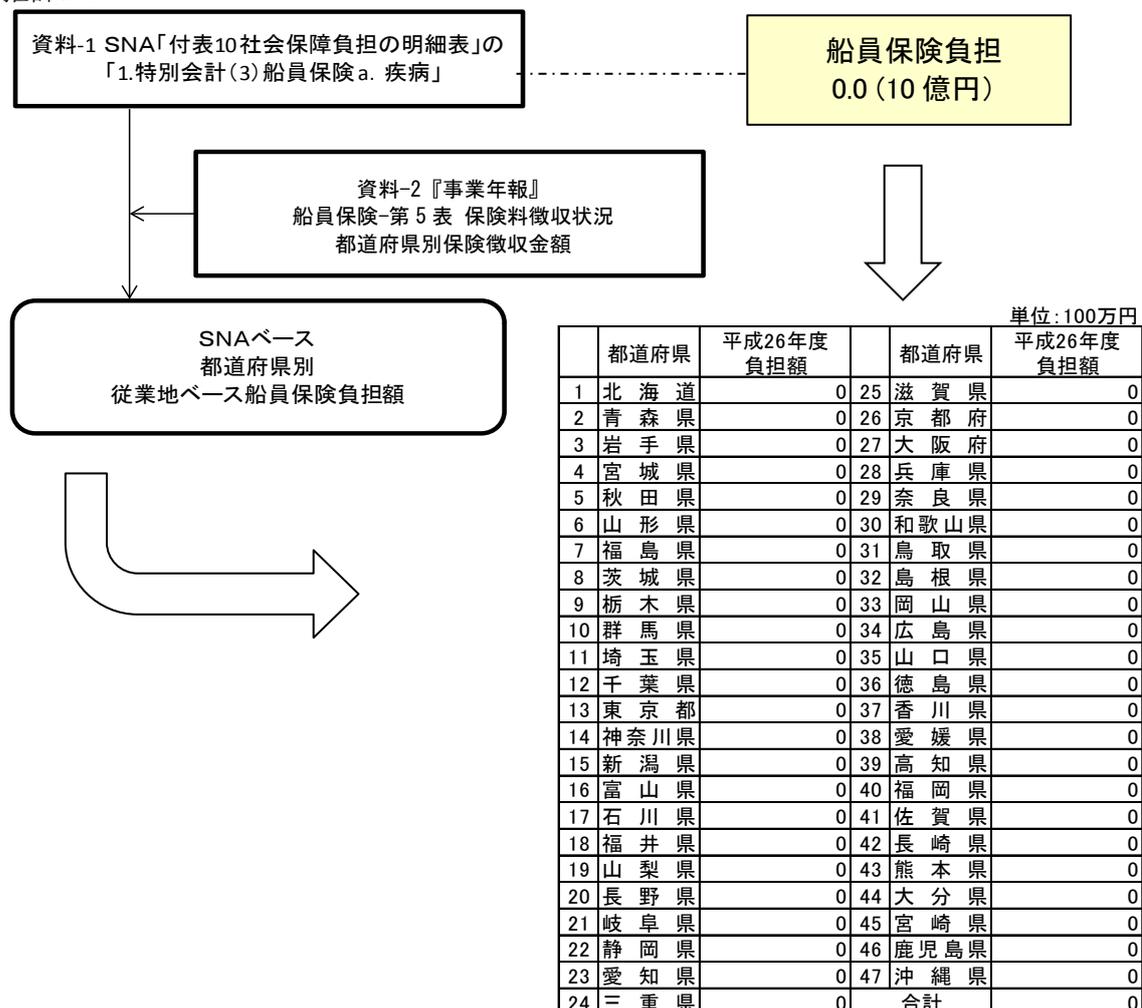
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険 - 「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）---統計表（都道府県編）「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 1 表 摘要状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計 (3) 船員保険 a. 疾病」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009 年度については資料-4 の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010 年度以降は資料-1 で空白となっているので計上しない。

③ 推計フロー



2.2.8 若年医療給付（社会保険診療報酬支払基金分）

(1) 給付

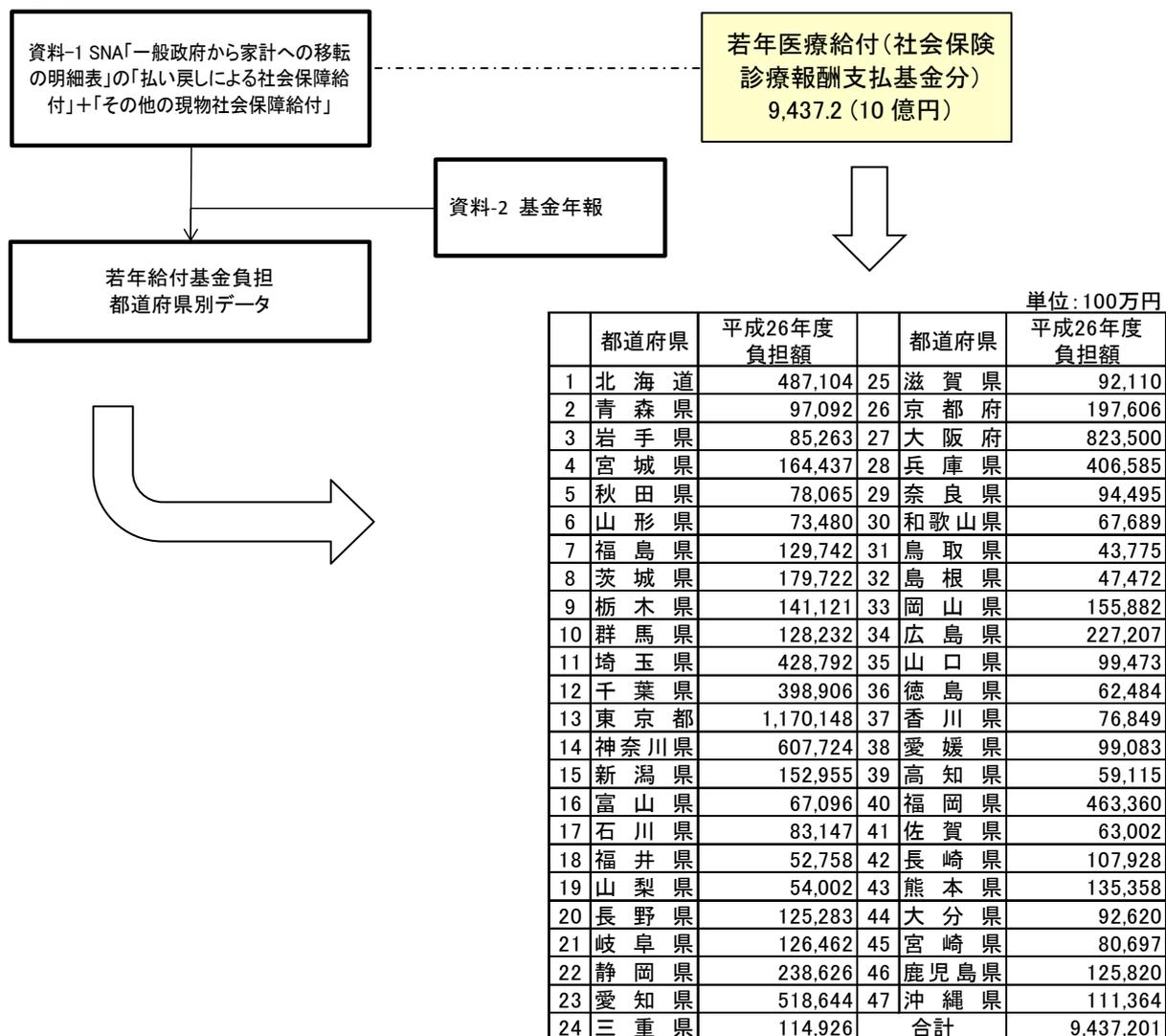
① 使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1. 社会保障給付のうち(1)a. (a)健康保険 (1)c. (a)疾病給付 (4)a. (a)短期経理 (4)b. (a)短期経理 (4)c. (a)短期経理 (5)組合管掌健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- 資料-2 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 総計の支払確定額（平成 19 年度までは、左記額より市町村及び特別区（老人保健）支払額を控除）

② 推計方法

- 資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

③ 推計フロー



2.2.9 若年医療給付（国保・一般、退職者、組合給付分）

(1) 給付

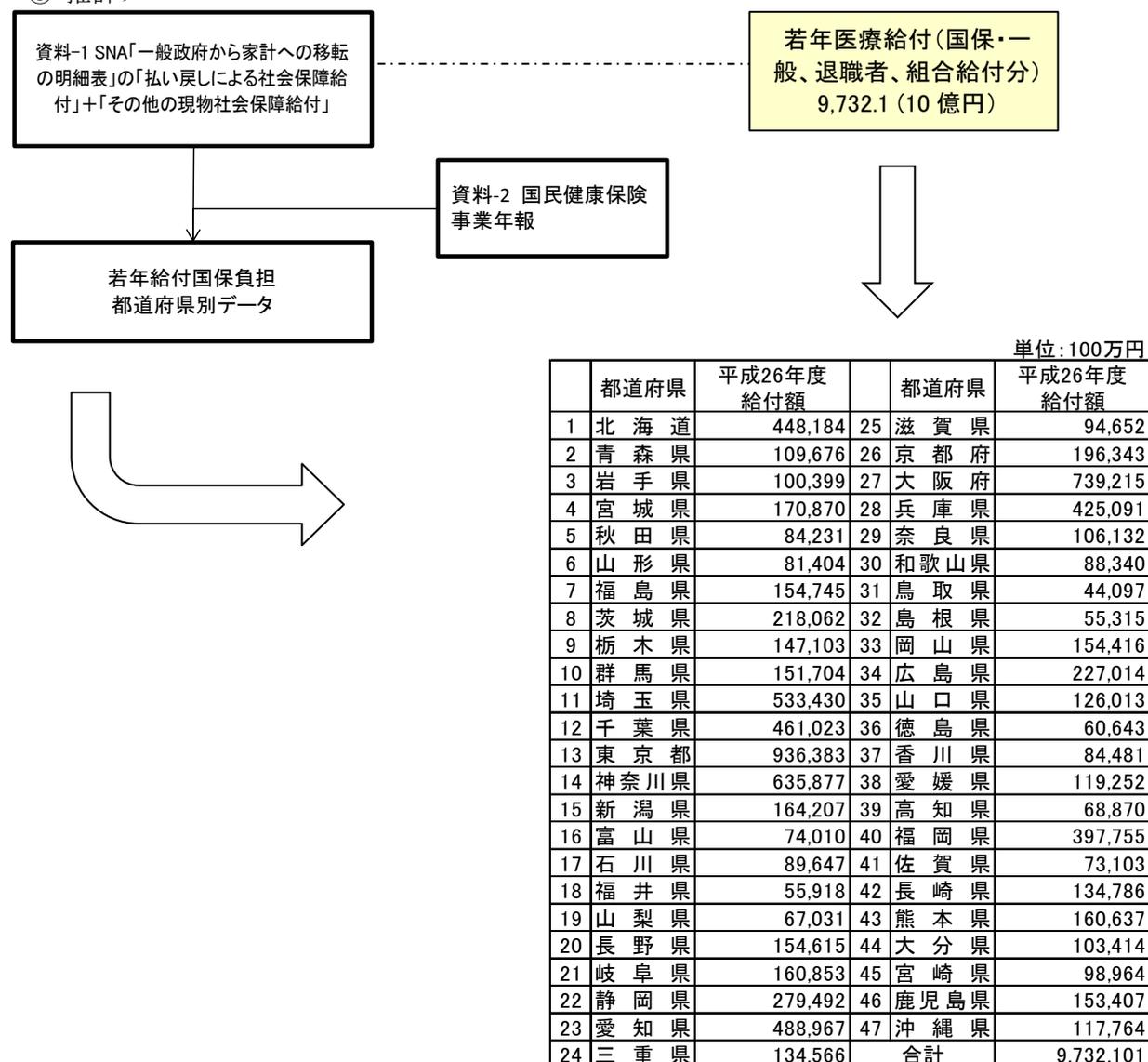
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1. 社会保障給付のうち(2)国民健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----11 表 都道府県別医療費の状況（その1）保険者負担額（平成19年度までは、左記額より老人保健負担分を控除）

② 推計方法

- ・資料-1の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2で按分したものを推計値とする。

③ 推計フロー



2.2.10 老人保健医療（後期高齢者医療）給付

(1) 給付

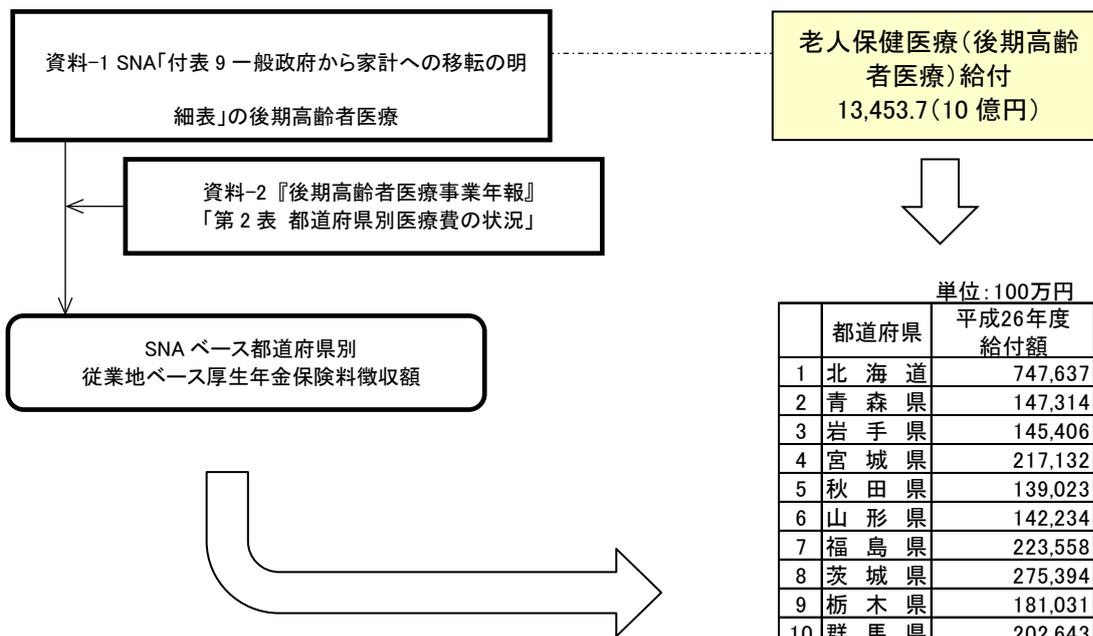
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の(3)後期高齢者医療の「合計」
- ・資料-2 『後期高齢者医療年報』（厚生労働省）----第 2 表 都道府県別医療費の状況（1）医療費の状況
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区（老人保健）支払額
- ・資料-4 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----表 11 表 都道府県別医療費の状況（その 6）老人保健負担分

② 推計方法

- ・平成 20 年度以降については、資料-1 の額を資料-2 の値で都道府県別に按分することで老人給付負担を算出した。
- ・平成 19 年度以前は従来どおり算出した基金負担分、国保負担分に分けて推計した額を合算した。

③ 推計フロー



老人保健医療(後期高齢者医療)給付
13,453.7(10億円)



単位:100万円

	都道府県	平成26年度 給付額
1	北海道	747,637
2	青森県	147,314
3	岩手県	145,406
4	宮城県	217,132
5	秋田県	139,023
6	山形県	142,234
7	福島県	223,558
8	茨城県	275,394
9	栃木県	181,031
10	群馬県	202,643
11	埼玉県	556,000
12	千葉県	484,030
13	東京都	1,136,589
14	神奈川県	725,547
15	新潟県	245,756
16	富山県	133,629
17	石川県	139,419
18	福井県	95,815
19	山梨県	90,852
20	長野県	243,284
21	岐阜県	213,272
22	静岡県	353,148
23	愛知県	689,393
24	三重県	183,921
25	滋賀県	132,236
26	京都府	296,150
27	大阪府	935,460
28	兵庫県	618,748
29	奈良県	149,105
30	和歌山県	127,044
31	鳥取県	73,044
32	島根県	101,906
33	岡山県	238,089
34	広島県	365,975
35	山口県	215,144
36	徳島県	111,556
37	香川県	126,704
38	愛媛県	186,460
39	高知県	128,114
40	福岡県	663,101
41	佐賀県	116,448
42	長崎県	208,062
43	熊本県	258,093
44	大分県	168,259
45	宮崎県	142,389
46	鹿児島県	253,857
47	沖縄県	125,729
	合計	13,453,700

2.2.1 1 介護

(1) 負担

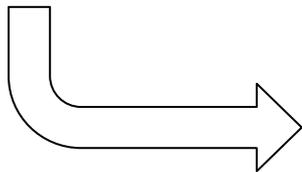
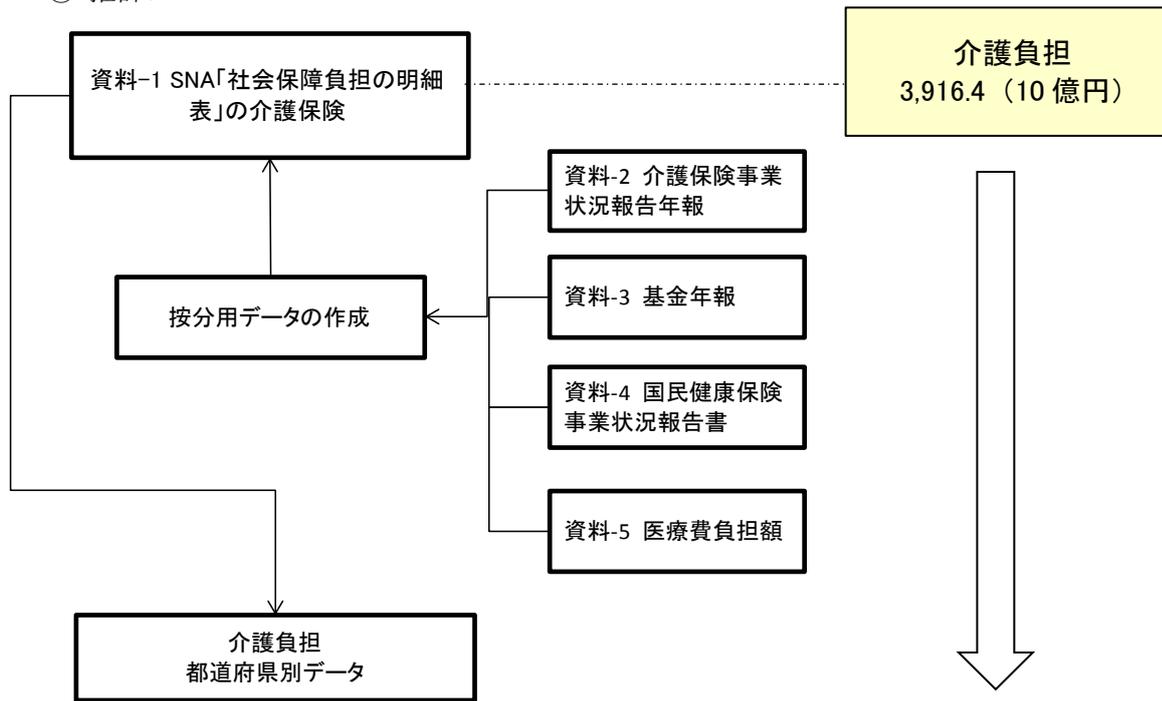
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----付表 10. 社会保障負担の明細表の介護保険 合計値
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』(厚生労働省) ----第 13 表 都道府県別保険料収納額 収納額累計 (第 1 号被保険者負担額)
- ・資料-3 『基金年報』(社会保険診療報酬支払基金) ----事業概況 事業等の状況 9 介護保険関係業務の状況 介護給付費納付金徴収額決定状況 (第 2 号被保険者負担額のうち、政管健保、組合健保、船員健保、共済組合の暫定的なコントロール・トータル用)
- ・資料-4 『国民健康保険事業状況報告書』(厚生労働省) ----B 表 介護納付金 (第 2 号被保険者負担額のうち、国民健保の暫定的なコントロール・トータル用)
- ・資料-5 『医療費負担額』(本調査)

② 推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、介護負担額は、第 1 号被保険者負担額(資料-2) と第 2 号被保険者負担額(資料-3、資料-4) から構成されており、さらに第 2 号被保険者負担額は政管健保、組合健保、船員健保、共済組合、国民健保から構成されている。
- ・資料-2 より第 1 号被保険者負担額の都道府県別データを得る。資料-3、資料-4 より第 2 号被保険者負担額の暫定的なコントロール・トータルを得る。但し、第 1 号被保険者負担額と暫定的なコントロール・トータルの合計は資料-1 のコントロール・トータルには一致しない。また、都道府県別負担額を捕捉する統計がないので、この暫定的なコントロール・トータルを資料-5 により按分して都道府県データを作成する。これらの政管健保等の負担分を合計したもので資料-1 のコントロール・トータルを按分して都道府県データを作成する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成26年度 負担額		都道府県	平成26年度 負担額
1	北海道	148,944	25	滋賀県	37,401
2	青森県	39,149	26	京都府	77,348
3	岩手県	36,944	27	大阪府	289,565
4	宮城県	63,803	28	兵庫県	152,479
5	秋田県	32,466	29	奈良県	34,552
6	山形県	34,150	30	和歌山県	29,441
7	福島県	52,601	31	鳥取県	18,033
8	茨城県	76,387	32	島根県	22,926
9	栃木県	52,874	33	岡山県	59,292
10	群馬県	56,549	34	広島県	91,130
11	埼玉県	167,939	35	山口県	44,676
12	千葉県	143,072	36	徳島県	23,516
13	東京都	669,870	37	香川県	31,495
14	神奈川県	233,839	38	愛媛県	42,771
15	新潟県	77,092	39	高知県	22,170
16	富山県	38,857	40	福岡県	142,432
17	石川県	37,406	41	佐賀県	24,553
18	福井県	25,524	42	長崎県	41,168
19	山梨県	24,235	43	熊本県	50,707
20	長野県	65,590	44	大分県	35,140
21	岐阜県	59,937	45	宮崎県	33,372
22	静岡県	114,805	46	鹿児島県	46,211
23	愛知県	225,496	47	沖縄県	33,666
24	三重県	54,829		合計	3,916,402

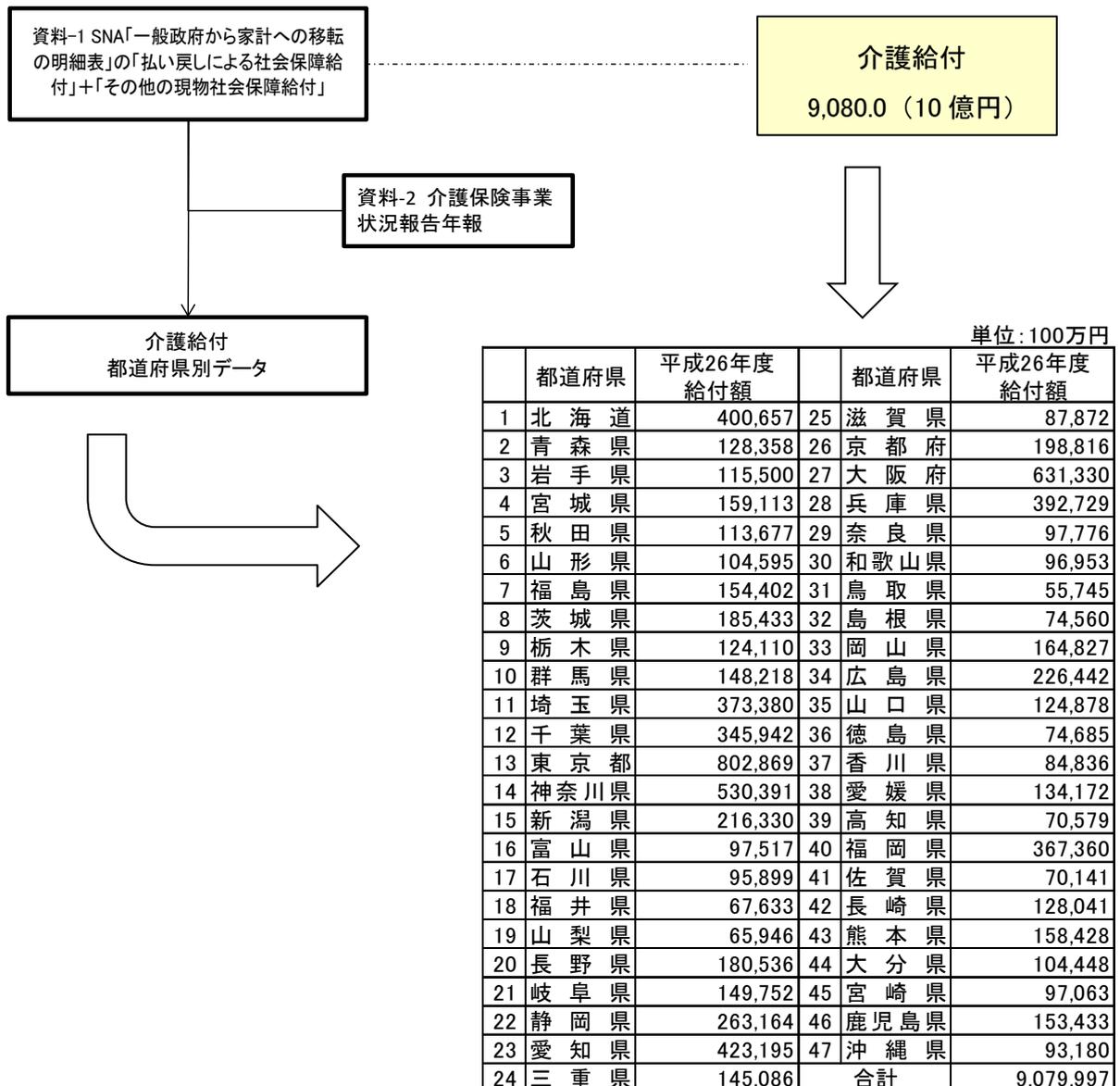
(2) 給付

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）のうち介護保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）----第12表 都道府県別保険給付支払額（その2）合計 支払済額累計

② 推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する



2.3 税金部門

2.3.1 所得税

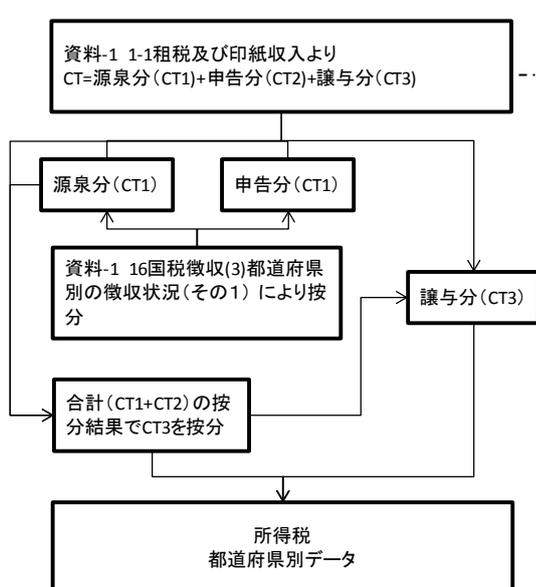
① 使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の所得税の徴収状況（その1）

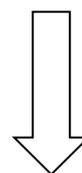
② 推計方法

- 所得税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の源泉分、申告分、所得税（譲与分）の合計値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の源泉分及び申告分（平成 24 年度以降は復興特別所得税を含む）の都道府県別データにより按分する。所得税（譲与分）については、源泉分と申告分の合計値により按分する。

③ 推計フロー



所得税
16,790.2（10 億円）



単位：100万円

	都道府県	平成26年度 所得税		都道府県	平成26年度 所得税
1	北海道	349,906	25	滋賀県	82,524
2	青森県	63,900	26	京都府	259,966
3	岩手県	65,759	27	大阪府	1,355,733
4	宮城県	162,827	28	兵庫県	449,709
5	秋田県	46,085	29	奈良県	81,471
6	山形県	60,287	30	和歌山県	61,654
7	福島県	129,578	31	鳥取県	28,571
8	茨城県	187,437	32	島根県	37,864
9	栃木県	145,500	33	岡山県	135,278
10	群馬県	143,797	34	広島県	244,065
11	埼玉県	495,014	35	山口県	102,517
12	千葉県	421,081	36	徳島県	51,845
13	東京都	7,492,671	37	香川県	74,678
14	神奈川県	862,825	38	愛媛県	92,106
15	新潟県	136,794	39	高知県	42,918
16	富山県	84,082	40	福岡県	398,716
17	石川県	87,925	41	佐賀県	43,969
18	福井県	57,952	42	長崎県	76,891
19	山梨県	57,125	43	熊本県	101,507
20	長野県	142,712	44	大分県	62,577
21	岐阜県	147,747	45	宮崎県	66,872
22	静岡県	318,975	46	鹿児島県	84,799
23	愛知県	985,576	47	沖縄県	78,492
24	三重県	129,947		合計	16,790,224

注：CT はコントロール・トータルの略表記（以下、同様）

2.3.2 法人税

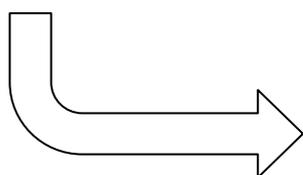
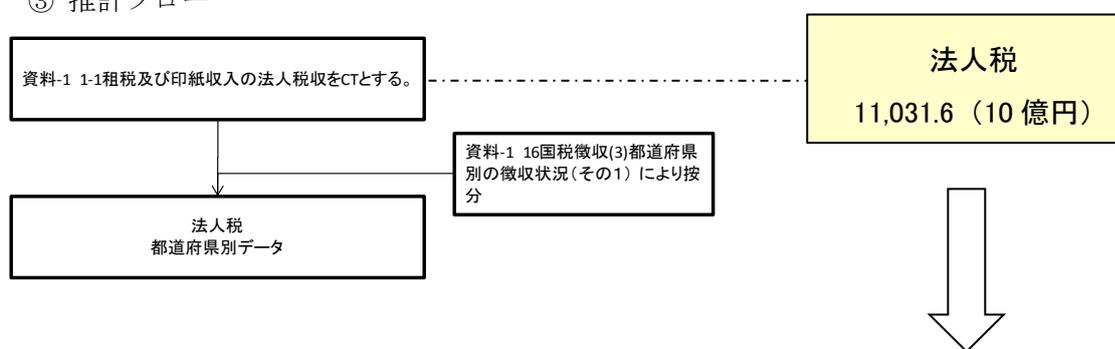
① 使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の法人税の徴収状況（その1）

② 推計方法

- 法人税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の法人税の値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の法人税（平成 24 年度以降は復興特別法人税を含む）の都道府県別データにより按分する。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成26年度 法人税		都道府県	平成26年度 法人税
1	北海道	178,658	25	滋賀県	34,498
2	青森県	28,028	26	京都府	181,276
3	岩手県	36,069	27	大阪府	1,097,658
4	宮城県	86,261	28	兵庫県	232,616
5	秋田県	19,362	29	奈良県	24,421
6	山形県	28,489	30	和歌山県	23,662
7	福島県	89,943	31	鳥取県	12,149
8	茨城県	77,035	32	島根県	19,709
9	栃木県	60,679	33	岡山県	78,758
10	群馬県	79,633	34	広島県	155,447
11	埼玉県	189,190	35	山口県	78,054
12	千葉県	187,295	36	徳島県	38,543
13	東京都	5,504,037	37	香川県	45,361
14	神奈川県	389,775	38	愛媛県	68,859
15	新潟県	91,104	39	高知県	20,474
16	富山県	59,341	40	福岡県	223,085
17	石川県	48,388	41	佐賀県	25,160
18	福井県	35,932	42	長崎県	36,138
19	山梨県	70,507	43	熊本県	43,069
20	長野県	79,030	44	大分県	32,105
21	岐阜県	83,651	45	宮崎県	26,473
22	静岡県	171,811	46	鹿児島県	39,691
23	愛知県	802,641	47	沖縄県	45,098
24	三重県	52,444		合計	11,031,607

2.3.3 消費税

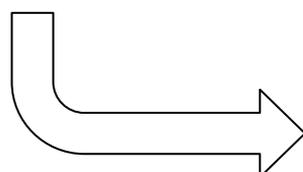
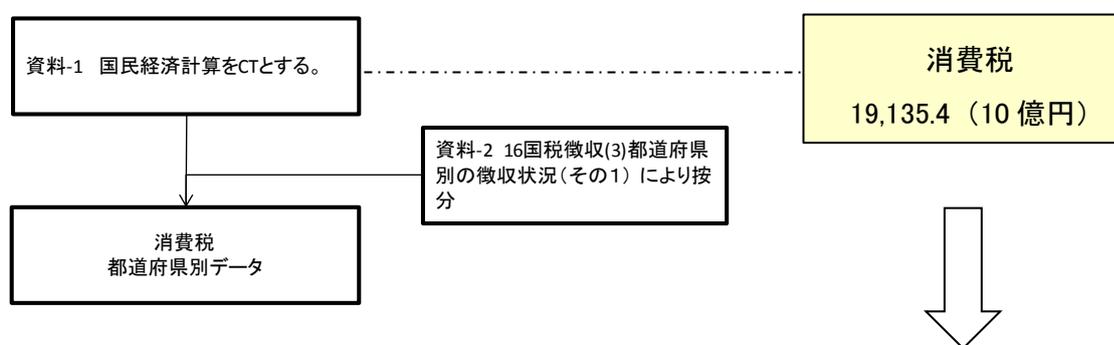
① 使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定
(1)生産物に課される税 a. 付加価値型税(VAT)の「合計」
- 資料-2 『国税庁統計年報書』（国税庁）----16 国税徴収(3)都道府県別の消費税
の徴収状況（その1）

② 推計方法

- 消費税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値とする。これを資料-2 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の消費税の都道府県別データにより按分する。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成26年度 消費税		都道府県	平成26年度 消費税
1	北海道	494,894	25	滋賀県	98,091
2	青森県	104,416	26	京都府	304,016
3	岩手県	94,337	27	大阪府	1,741,504
4	宮城県	246,047	28	兵庫県	505,192
5	秋田県	67,545	29	奈良県	66,697
6	山形県	92,962	30	和歌山県	70,411
7	福島県	166,873	31	鳥取県	38,335
8	茨城県	231,300	32	島根県	53,346
9	栃木県	158,402	33	岡山県	179,563
10	群馬県	195,294	34	広島県	331,351
11	埼玉県	521,888	35	山口県	121,301
12	千葉県	419,846	36	徳島県	53,301
13	東京都	7,708,894	37	香川県	104,464
14	神奈川県	891,386	38	愛媛県	127,844
15	新潟県	221,282	39	高知県	52,313
16	富山県	140,533	40	福岡県	527,762
17	石川県	123,839	41	佐賀県	59,483
18	福井県	87,043	42	長崎県	93,238
19	山梨県	63,087	43	熊本県	124,909
20	長野県	185,907	44	大分県	91,437
21	岐阜県	202,815	45	宮崎県	73,967
22	静岡県	354,501	46	鹿児島県	114,000
23	愛知県	1,184,543	47	沖縄県	97,919
24	三重県	147,322		合計	19,135,400

2.3.4 自動車重量税

① 使用データ

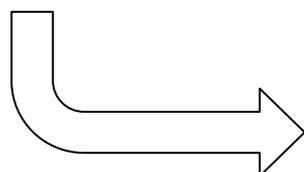
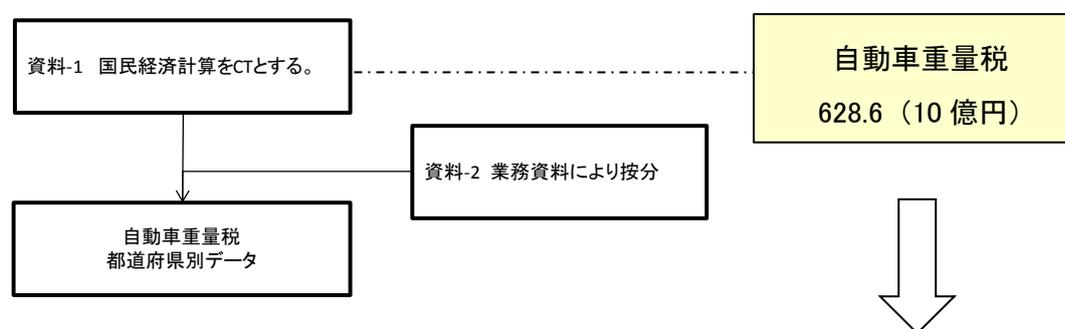
- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定
8. 所得・富等に課される経常税（受取）(2)その他の経常税（中央政府）

- 資料-2 『業務資料』（国土交通省）--国土交通省から提供を受けたもの

② 推計方法

- 自動車重量税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値を2倍したものとする。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成26年度 自動車重量税		都道府県	平成26年度 自動車重量税
1	北海道	37,119	25	滋賀県	7,043
2	青森県	8,491	26	京都府	10,224
3	岩手県	8,088	27	大阪府	29,266
4	宮城県	14,145	28	兵庫県	24,476
5	秋田県	6,107	29	奈良県	5,950
6	山形県	7,017	30	和歌山県	4,909
7	福島県	13,493	31	鳥取県	2,854
8	茨城県	20,240	32	島根県	3,563
9	栃木県	15,979	33	岡山県	10,545
10	群馬県	12,869	34	広島県	13,782
11	埼玉県	30,694	35	山口県	7,013
12	千葉県	30,664	36	徳島県	4,473
13	東京都	40,591	37	香川県	5,584
14	神奈川県	34,699	38	愛媛県	6,819
15	新潟県	13,797	39	高知県	3,438
16	富山県	7,174	40	福岡県	24,765
17	石川県	7,136	41	佐賀県	4,092
18	福井県	4,944	42	長崎県	5,715
19	山梨県	5,396	43	熊本県	9,010
20	長野県	13,659	44	大分県	5,798
21	岐阜県	12,900	45	宮崎県	5,954
22	静岡県	21,646	46	鹿児島県	8,147
23	愛知県	41,888	47	沖縄県	5,500
24	三重県	10,946		合計	628,602

2.3.5 輸入関税

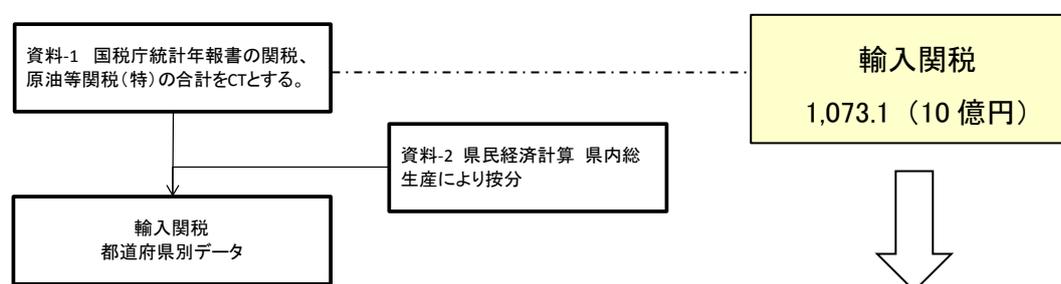
① 使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入の関税、原油等関税(特)の合計
- ・資料-2 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

② 推計方法

- ・輸入関税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の関税、原油等関税(特)の合計値とする。都道府県別の値は、データ等の制約から資料-2 の県内総生産により按分して求める。

③ 推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成26年度 輸入関税		都道府県	平成26年度 輸入関税
1	北海道	38,444	25	滋賀県	12,526
2	青森県	9,041	26	京都府	21,628
3	岩手県	9,424	27	大阪府	72,365
4	宮城県	18,618	28	兵庫県	41,974
5	秋田県	7,459	29	奈良県	7,791
6	山形県	8,567	30	和歌山県	7,254
7	福島県	15,550	31	鳥取県	3,851
8	茨城県	24,114	32	島根県	4,804
9	栃木県	17,272	33	岡山県	15,437
10	群馬県	16,834	34	広島県	23,471
11	埼玉県	44,820	35	山口県	12,110
12	千葉県	43,617	36	徳島県	6,101
13	東京都	199,775	37	香川県	7,783
14	神奈川県	66,321	38	愛媛県	9,858
15	新潟県	17,738	39	高知県	4,921
16	富山県	9,281	40	福岡県	37,331
17	石川県	9,862	41	佐賀県	5,346
18	福井県	6,378	42	長崎県	9,055
19	山梨県	6,357	43	熊本県	11,613
20	長野県	16,655	44	大分県	8,512
21	岐阜県	15,172	45	宮崎県	7,605
22	静岡県	32,642	46	鹿児島県	11,256
23	愛知県	73,075	47	沖縄県	8,563
24	三重県	14,932		合計	1,073,103

2.3.6 その他（税金）

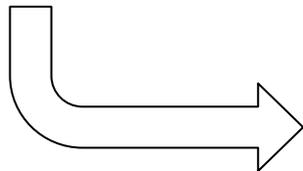
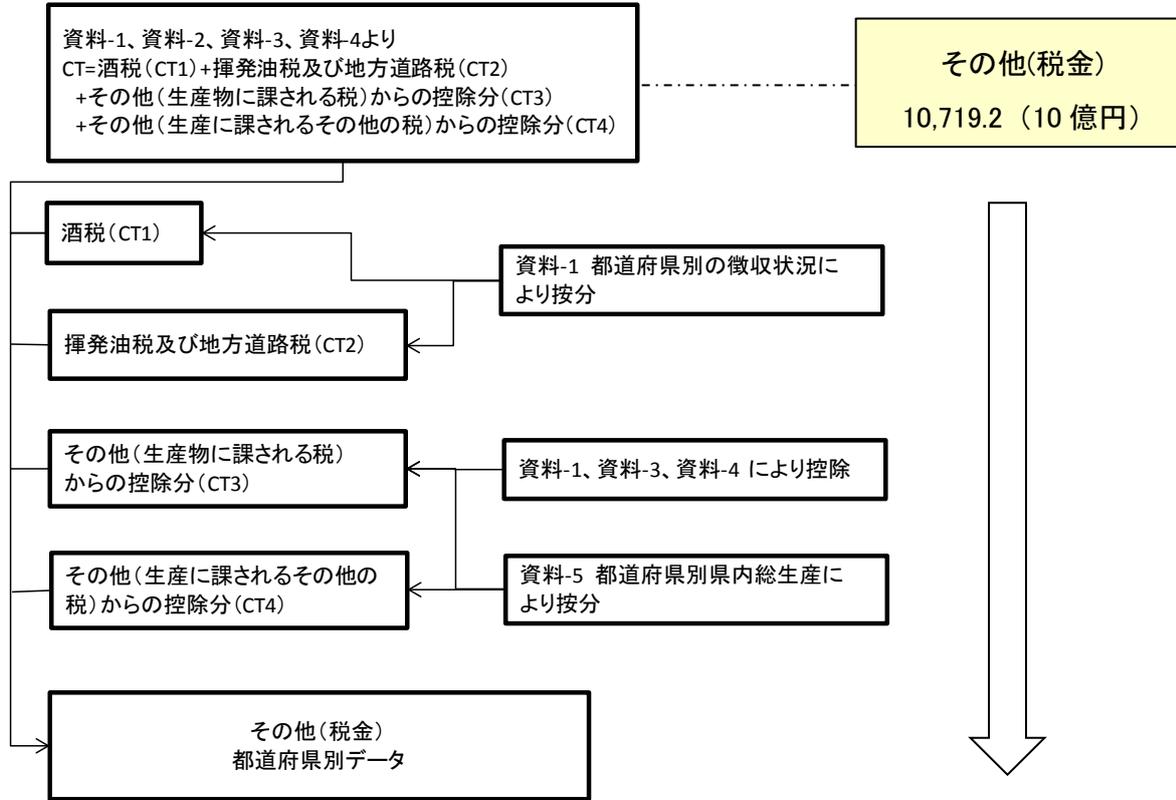
① 使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1 総括(1)租税及び印紙収入決算額調べ租税及び印紙収入決算額「酒税」及び「揮発油税」、4 国税徴収、国税滞納、還付金 (3) 都道府県別の徴収状況（その2）収納済額
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----「付表6. 一般政府の部門別勘定」(1)生産物に課される税（中央政府）とa. 付加価値型税(VAT)（地方政府分）の合計値、(2)生産に課されるその他の税（中央政府）
- ・資料-3 『決算書』（財務省）----日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、アルコール専売事業特別会計納付金、新エネルギー産業開発機構納付金、電源開発促進税（電源立地勘定）、電源開発促進税（電源利用化勘定）、日本スポーツ振興センター納付金、造幣局納付金、日本銀行納付金
- ・資料-4 『消費税推計結果』、『輸入関税推計結果』、『自動車重量税推計結果』、(本調査)
- ・資料-5 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

② 推計方法

- ・その他（税金）は、酒税、揮発油税及び地方道路税、その他（生産物に課される税）からの控除分、その他（生産に課されるその他の税）からの控除分、の4つの部分から構成される。ただし、上記の4つ以外の日本中央競馬会等の政府系外郭団体が納める納付金についても扱い、これは東京都分として加算する。
- ・酒税は、資料-1の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・揮発油税及び地方道路税は、資料-1の揮発油税、地方道路税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・その他（生産物に課される税）の控除分は、資料-2の生産物に課される税（中央政府）と付加価値型税（VAT）（地方政府分）の合計値から資料-1酒税、揮発油税、地方道路税を控除し、さらに資料-3の日本中央競馬会納付金及び預金保険機構納付金、資料-4の諸税、輸入関税分を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。
- ・その他（生産に課されるその他の税）の控除分は、資料-2の生産に課されるその他の税（中央政府）から資料-4の自動車重量税の1/2、資料-3の電源開発促進税（電源立地勘定）及び電源開発促進税（電源利用化勘定）を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成26年度 其他(税金)		都道府県	平成26年度 其他(税金)
1	北海道	387,058	25	滋賀県	78,670
2	青森県	74,829	26	京都府	163,858
3	岩手県	47,986	27	大阪府	754,899
4	宮城県	230,841	28	兵庫県	273,436
5	秋田県	57,781	29	奈良県	39,220
6	山形県	51,149	30	和歌山県	124,300
7	福島県	126,442	31	鳥取県	19,333
8	茨城県	336,922	32	島根県	24,211
9	栃木県	119,638	33	岡山県	298,860
10	群馬県	133,698	34	広島県	120,630
11	埼玉県	229,450	35	山口県	257,037
12	千葉県	690,880	36	徳島県	30,789
13	東京都	2,331,874	37	香川県	109,592
14	神奈川県	999,709	38	愛媛県	125,558
15	新潟県	101,853	39	高知県	25,395
16	富山県	67,010	40	福岡県	288,212
17	石川県	49,862	41	佐賀県	31,308
18	福井県	32,062	42	長崎県	45,861
19	山梨県	35,021	43	熊本県	73,450
20	長野県	87,077	44	大分県	150,685
21	岐阜県	77,089	45	宮崎県	71,659
22	静岡県	200,013	46	鹿児島県	87,995
23	愛知県	646,857	47	沖縄県	87,689
24	三重県	321,466		合計	10,719,214

2.3.7 個人住民税

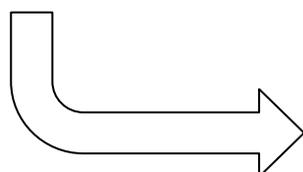
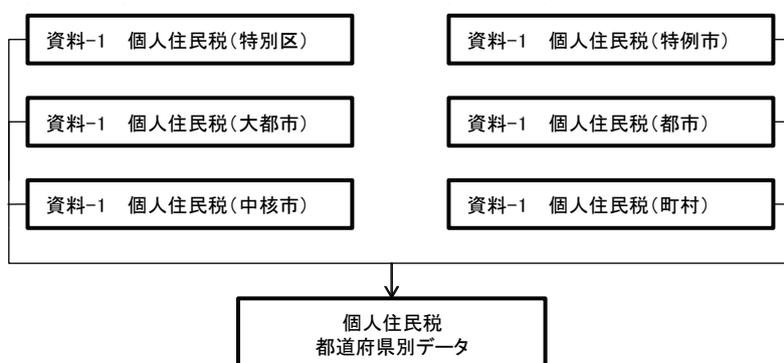
① 使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績 二市町村税 1 普通税（イ）所得割 特別区 収入額、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績（1）市民税（イ）所得割、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績（1）市民税（イ）所得割、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績（1）市民税（イ）所得割、2-6-7 表 都市税目別徴収実績（都道府県別）（1）市民税（ロ）所得割、2-6-8 表 町村税目別徴収実績（都道府県別）（1）市民税（ロ）所得割

② 推計方法

- 個人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成26年度 個人住民税		都道府県	平成26年度 個人住民税
1	北海道	393,497	25	滋賀県	123,409
2	青森県	77,864	26	京都府	256,305
3	岩手県	81,432	27	大阪府	769,505
4	宮城県	181,798	28	兵庫県	532,776
5	秋田県	59,811	29	奈良県	122,404
6	山形県	72,735	30	和歌山県	70,537
7	福島県	139,346	31	鳥取県	37,311
8	茨城県	251,746	32	島根県	47,175
9	栃木県	169,504	33	岡山県	152,543
10	群馬県	160,348	34	広島県	246,033
11	埼玉県	724,673	35	山口県	108,363
12	千葉県	649,395	36	徳島県	55,934
13	東京都	2,074,140	37	香川県	79,609
14	神奈川県	1,108,399	38	愛媛県	95,794
15	新潟県	165,066	39	高知県	48,296
16	富山県	90,729	40	福岡県	401,470
17	石川県	96,056	41	佐賀県	53,677
18	福井県	64,944	42	長崎県	88,682
19	山梨県	65,428	43	熊本県	115,250
20	長野県	163,325	44	大分県	76,509
21	岐阜県	169,699	45	宮崎県	66,296
22	静岡県	348,293	46	鹿児島県	100,363
23	愛知県	810,098	47	沖縄県	79,805
24	三重県	160,291		合計	12,006,663

2.3.8 法人住民税

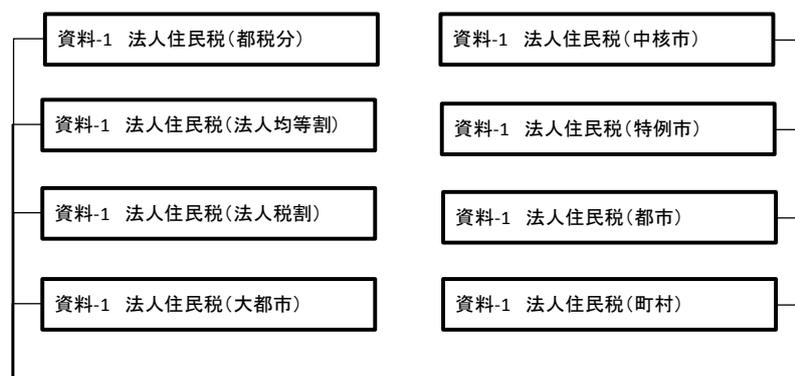
① 使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績の法人均等割及び法人税割の都税分、2-6-3 表都道府県別・税目別徴収実績 (1) 道府県民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-4 表大都市別・税目別徴収実績 (1) 市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-5 表中核市別・税目別徴収実績 (1) 市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-6 表特例市別・税目別徴収実績 (1) 市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-7 表 都市税目別徴収実績 (都道府県別) 及び 2-6-8 表 町村税目別徴収実績 (都道府県別) (1) 市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割

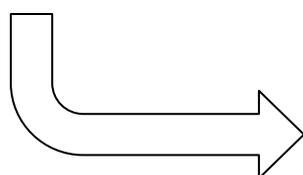
② 推計方法

- 法人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③ 推計フロー



法人住民税
都道府県別データ



単位: 100万円

	都道府県	平成26年度 法人住民税		都道府県	平成26年度 法人住民税
1	北海道	90,956	25	滋賀県	31,282
2	青森県	17,268	26	京都府	60,924
3	岩手県	21,697	27	大阪府	285,898
4	宮城県	56,060	28	兵庫県	104,966
5	秋田県	14,537	29	奈良県	14,685
6	山形県	17,161	30	和歌山県	13,975
7	福島県	38,015	31	鳥取県	8,308
8	茨城県	59,092	32	島根県	11,302
9	栃木県	47,782	33	岡山県	37,924
10	群馬県	56,647	34	広島県	64,552
11	埼玉県	118,480	35	山口県	27,239
12	千葉県	106,927	36	徳島県	19,984
13	東京都	974,487	37	香川県	25,717
14	神奈川県	185,235	38	愛媛県	26,678
15	新潟県	43,433	39	高知県	10,423
16	富山県	23,587	40	福岡県	109,544
17	石川県	27,849	41	佐賀県	14,627
18	福井県	16,410	42	長崎県	18,932
19	山梨県	17,692	43	熊本県	27,174
20	長野県	41,017	44	大分県	17,755
21	岐阜県	34,624	45	宮崎県	14,330
22	静岡県	90,694	46	鹿児島県	22,055
23	愛知県	286,074	47	沖縄県	18,051
24	三重県	35,578		合計	3,407,627

2.3.9 その他の経常税（非法人）

① 使用データ

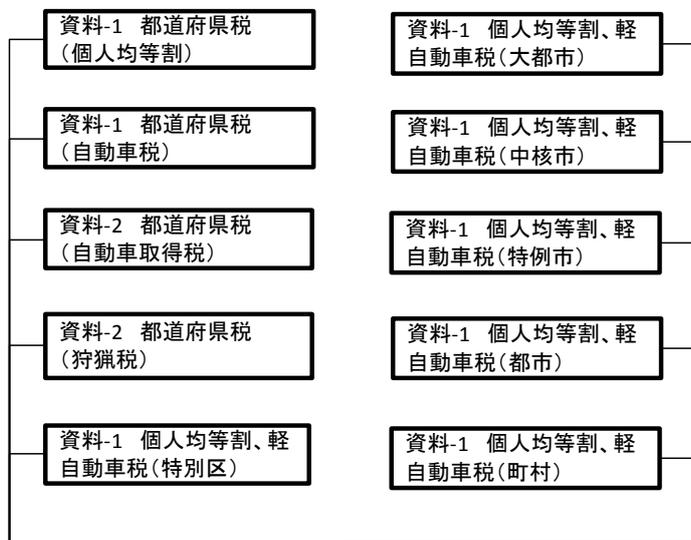
- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績（1）道府県民税（イ）個人均等割 8.自動車税、2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績（都道府県別）及び 2-6-8 表 町村税目別徴収実績（都道府県別）より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税

- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車登録税、狩猟税

② 推計方法

- その他の経常税（非法人）は、その他の経常税＝道府県民税（個人均等割）+市町村民税（個人均等割）+自動車税の1/2+自動車取得税の1/2+軽自動車税の1/2+狩猟税である。資料-1のデータを積み上げる。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成26年度 その他の 経常税		都道府県	平成26年度 その他の 経常税
1	北海道	56,908	25	滋賀県	14,884
2	青森県	13,245	26	京都府	21,539
3	岩手県	14,573	27	大阪府	64,370
4	宮城県	26,316	28	兵庫県	50,878
5	秋田県	11,316	29	奈良県	12,577
6	山形県	13,097	30	和歌山県	9,600
7	福島県	23,516	31	鳥取県	6,004
8	茨城県	37,860	32	島根県	7,121
9	栃木県	25,593	33	岡山県	20,644
10	群馬県	25,788	34	広島県	27,596
11	埼玉県	67,249	35	山口県	14,684
12	千葉県	58,350	36	徳島県	8,025
13	東京都	94,439	37	香川県	10,476
14	神奈川県	78,086	38	愛媛県	13,398
15	新潟県	25,351	39	高知県	6,973
16	富山県	13,171	40	福岡県	47,808
17	石川県	13,497	41	佐賀県	8,521
18	福井県	9,233	42	長崎県	11,666
19	山梨県	10,245	43	熊本県	16,968
20	長野県	25,720	44	大分県	11,653
21	岐阜県	25,083	45	宮崎県	10,988
22	静岡県	42,844	46	鹿児島県	15,347
23	愛知県	86,282	47	沖縄県	11,267
24	三重県	22,016		合計	1,242,765

2.3.10 生産物に課される税（その他）

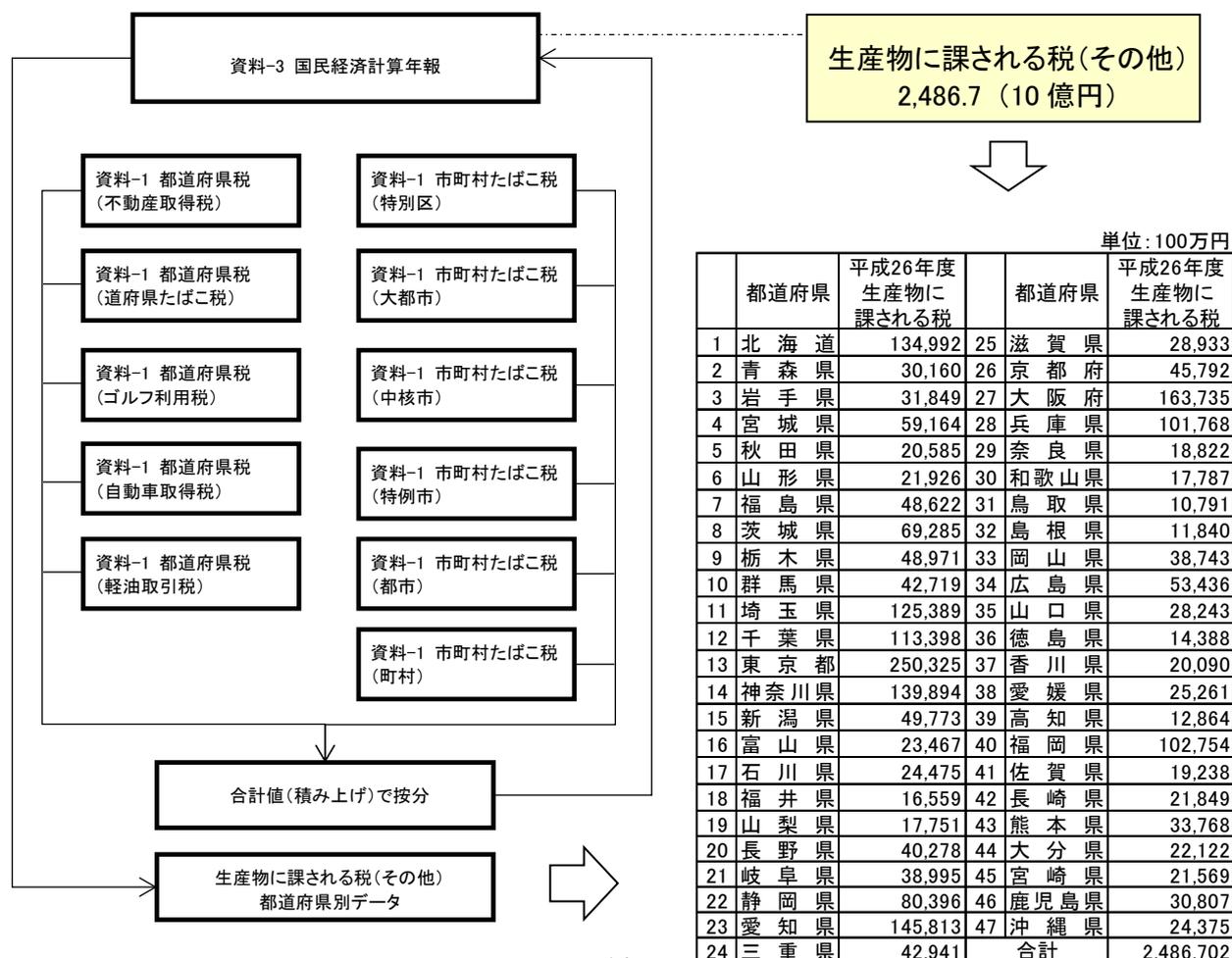
① 使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3表 都道府県別・税目別徴収実績 (4)不動産取得税 (5)道府県たばこ税 (6)ゴルフ場利用、1.総括2-6-2表 団体別・税目別地方税徴収実績のたばこ税、2-6-4表 大都市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-5表 中核市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-6表 特例市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-7表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8表 町村税目別徴収実績(都道府県別)のたばこ税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車取得税、軽油取引税
- 資料-3 『国民経済計算』（内閣府）----付表6の6.一般政府の部門別勘定(1)生産物に課される税c.その他「地方政府」の値

② 推計方法

- 生産物に課される税（その他）は、生産に課される税（その他）＝道府県民税（不動産取得税+道府県たばこ税+ゴルフ場利用税+自動車取得税+軽油取引税）である。資料-1のデータを積み上げる。
- コントロール・トータルを資料-3の値とし、上記の積み上げたデータで按分する。

③ 推計フロー



2.3.1 1 生産に課されるその他の税

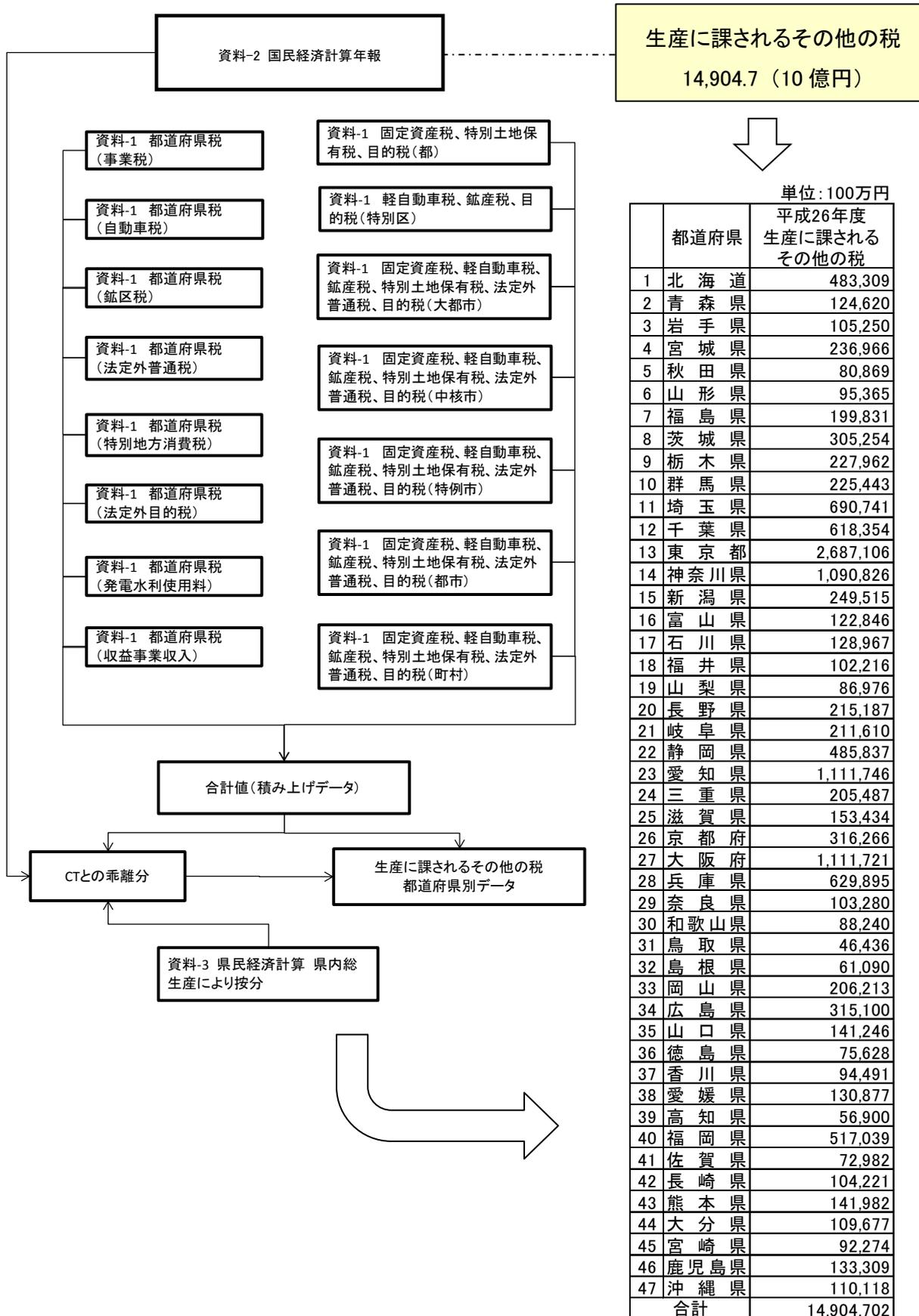
① 使用データ

- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より 事業税, 自動車税, 鉱区税, 法定外普通税, 特別地方消費税, 法定外目的税、2-4-1 表 都道府県歳入決算より 発電水利使用料、2-4-7 表 市町村歳入決算(都道府県別)より 収益事業収入、2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より 都の固定資産税, 特別土地保有税, 目的税, 軽自動車税特別区), 鉱産税(特別区), 目的税(特別区)、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉱産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉱産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉱産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別) 2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より 固定資産税, 軽自動車税, 鉱産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税
- ・資料-2 『国民経済計算年報』（内閣府）---- 付表 6 の 6. 一般政府の部門別勘定(1) 生産に課されるその他の税「地方政府」の値
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）---- 『県民経済計算』（内閣府）---- 都道府県別県内総生産（実質固定）

② 推計方法

- ・生産に課される税（その他）は、生産に課されるその他の税＝都道府県税（事業税+自動車税の 1 / 2 + 鉱区税+法定外普通税+特別地方消費税+法定外目的税+発電水利使用料+収益事業収入）+市町村税（固定資産税+軽自動車税の 1 / 2 + 鉱産税+特別土地保有税+法定外普通税+目的税）である。資料-1 のデータを積み上げる。
- ・資料-2 の値をコントロール・トータルとする。上記の積み上げたデータの合計とコントロール・トータルとの乖離分を資料-3 で按分し、これと積み上げたデータ合算したものを推計値とする。

③ 推計フロー



2.4 県民経済計算

(1) 2001～2014 年度

① 系列名

実質・名目純移出入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

② 使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----3. 県民所得、4. 県内総生産（支出側、名目）、5. 県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）、6. 県民雇用者報酬、12. 県内就業者数
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出（名目）の固定資本減耗
- ・資料-3 『社会資本ストック』（本調査）----都道府県別社会資本ストック

③ 推計方法

- ・基本的には、『県民経済計算』（内閣府）からデータを得れば良いが、固定資本減耗（政府）については別途推計を要する。
- ・純移出入は愛知県のみ数値が名目、実質とも公表されていないため、統計上の不突合を含んだ数値を用いる。
- ・固定資本減耗（政府）は、『県民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2 の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3 の都道府県別社会資本ストックで按分する。

系列名	推計資料、推計方法
実質純移出入	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質：固定基準年方式)、「財貨・サービスの移出入（純）」。ただし、愛知県は統計上の不突合を含む。
実質 GDP	=都道府県実質 GDP の合計=地域 GDP の合計
実質民間消費	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質：固定基準年方式)、民間最終消費
実質民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質：固定基準年方式)、民間企業設備
実質民間住宅	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質：固定基準年方式)、民間住宅
実質公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質：固定基準年方式)、公的総固定資本形成
実質政府消費	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質：固定基準年方式)、民間住宅

系列名	推計資料、推計方法
実質その他の最終需要	=実質 GDP－実質民間消費－実質民間企業設備－実質民間住宅－実質政府消費－実質公的資本形成－実質純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)
名目純移出入	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、「財貨・サービスの移出入(純)」。ただし、愛知県は統計上の不突合を含む。
名目 GDP	=都道府県名目 GDP の合計＝地域 GDP の合計
名目民間消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間最終消費
名目民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間企業設備
名目民間住宅	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成
名目公的資本形成(うち一般政府)	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成(うち一般政府)
名目政府消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目その他の最終需要	=名目 GDP－名目民間消費－名目民間企業設備－名目民間住宅－名目政府消費－名目公的資本形成－名目純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)
就業者数	県民経済計算 総括表 12. 県内就業者数
雇用者数	県民経済計算 総括表 13. 県民雇用者数
雇用者報酬	県民経済計算 総括表 6. 県民雇用者報酬
財産所得(家計)	県民経済計算 主要系列表 3. 県民所得
固定資本減耗	CT を国民経済計算 付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出(名目)の固定資本減耗とし、内訳を社会資本ストック(Kg)で按分する

(2) 1980～2000 年度

① 系列名

都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP(都道府県合計値)、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得(家計)、固定資本減耗(政府)

② 使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』(内閣府) ----平成 8－平成 21 年度(93SNA 平成 12 年基準)
- ・資料-2 『旧基準係数』(内閣府) ----平成 2－平成 15 年度(93SNA 平成 7 年基準)
- ・資料-3 『旧基準係数』(内閣府) ----昭和 50－平成 11 年度(68SNA 平成 2 年基準)

③ 推計方法

- ・遡及推計にあたり、まず各系列の 2001-2013 年度(93SNA 平成 17 年基準)、1980-09 年度(93SNA 平成 12 年基準)の実質値、名目値、デフレーター(名目値/実質値)を用意する。

- 93SNA 平成 12 年基準のデータを 93SNA 平成 17 年基準に変換して 1980-2000 年度のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、2001-03 年までの乖離係数（93SNA 平成 17 年基準／93SNA 平成 12 年基準）を算出する。この乖離係数の平均値をリンク係数とし、この係数に 93SNA 平成 12 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 17 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成した。
- なお、平成 12 年基準の県民経済計算について公表されているデータは 1996-2009 年度であり、上記で「1980-09 年度の平成 12 年基準値」としているのは、平成 24 年度の作業において、以下のとおり作業し、過去基準の値をそれぞれ換算して遡及推計した 1980-1995 年度の期間を含んだデータである。

- 遡及推計にあたり、まず各系列の 96-08 年（93SNA 平成 12 年基準）、90-03 年（93SNA 平成 7 年基準）、80-99 年（68SNA 平成 2 年基準）の実質値、名目値、デフレーター（名目値／実質値）を用意する。
- 93SNA 平成 7 年基準のデータを 93SNA 平成 12 年基準に変換して 90-95 年のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、96-03 年までの乖離係数（93SNA 平成 12 年基準／93SNA 平成 7 年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をリンク係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に 93SNA 平成 7 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 12 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。
- 68SNA 平成 2 年基準のデータを 93SNA 平成 12 年基準に変換して 80-89 年のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、90-99 年までの乖離係数（93SNA 平成 12 年基準／68SNA 平成 2 年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をリンク係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に 68SNA 平成 2 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 12 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。

- また、平成 22 年度以降の県民経済計算（平成 17 年基準）では、財貨・サービスの移出、移入の内訳が公表されておらず、収支尻である純移出入のみとなっている。正負どちらの値もとりのる収支尻は上述した方法では遡及して接続ができないことから、今年度作業では純移出入は遡及推計を行っていない。

2.5 民間企業資本ストック

2.5.1 推計方法の概要

(1) 本推計の概要

都道府県別民間企業資本ストックは、下記の農林水産業、鉱業、建設業、製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他製造品）、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業について、平成 21 年度までは、内閣府が作成した都道府県別の民間企業資本ストックを用い、平成 22 年度以降は、内閣府が公表した「民間企業資本ストック年報」の新設投資額に整合するように都道府県別の新設投資額を過去の新設投資額から各種の関連統計に基づいて延長推計し、これを前年のストックから除却分を控除したものに加算して民間企業資本ストックを計算する。

(2) 都道府県別民間企業資本ストック推計の枠組み

【民間企業資本ストックの範囲】

本調査で対象とする産業は以下のとおりである。

- 農林水産業
- 鉱業
- 建設業
- 製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属³、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他⁴）
- 卸売・小売業
- 金融・保険業
- 不動産業
- 運輸・通信業
- 電気・ガス・水道業
- サービス業

なお、都道府県別合計値が内閣府「民間企業資本ストック」（進捗ベース）の全国値に合うように調整した。

【価格評価】

設備投資及び資本ストックは、「都道府県別民間資本ストック」に合わせて平成 12 年基準価格で評価する。

【推計資料】

- 新設投資額の一次推計については、以下のとおり作成した按分指標に基づいて都道府県別値を推計した。

³ 民間企業資本ストック年報の「鉄鋼」、「非鉄金属」を合算。

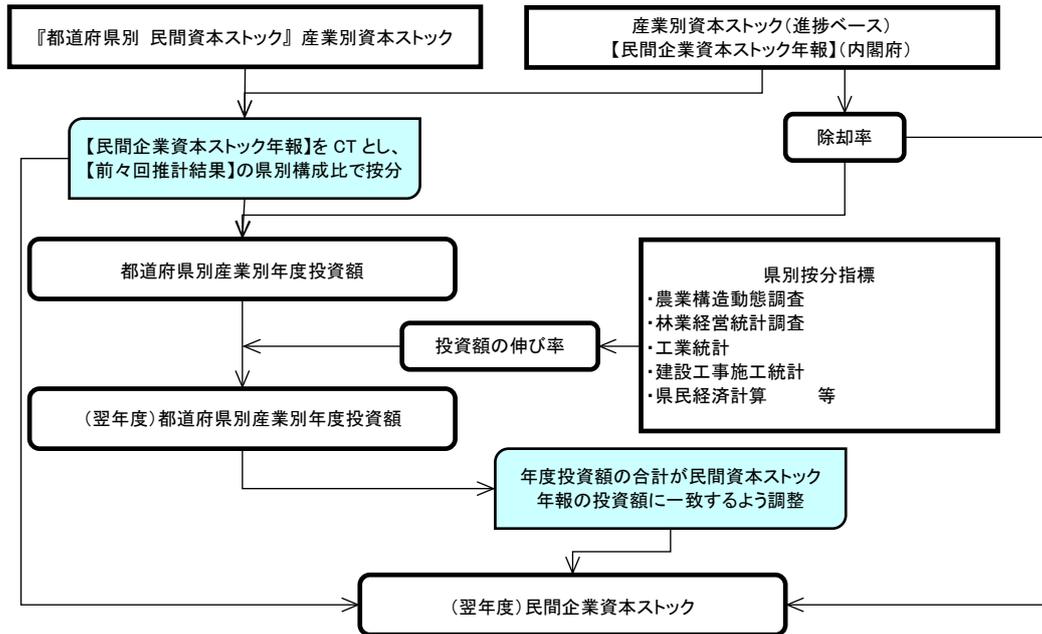
⁴ 民間企業資本ストック年報の「印刷・出版」、「その他製造業」を合算。

- 平成 20 年以降、工業統計の産業分類が変更となったため、SNA の産業分類うちの「一般機械」、「精密機械」を合算したものが工業統計の「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」に相当するとみなし、伸び率を計算した。

図表 2-1 按分指標の計算式と用いる統計資料

	指標計算式	資料名	備考
農業	1 農家当たり固定資本購入 (増資)	農業経営統計調査 経営形態別経営統計 (個別経営) (農林水産省)	
	× 総農家数	農林業センサス (農林水産省)	
林業	1 林家あたり償却資産	林業経営統計調査 (農林水産省)	平成 20 年度調査以降、5 年毎となったため、中間年は直線補間 (今後、最新年が入手できない間は最終実績と同値で延長)
	× 総林家数	農林業センサス (農林水産省)	農林業センサスの総林家数を用い、中間年は直線補間 (最新年が入手できない間は最終実績と同値で延長)
水産業 (漁家)	漁家当たり固定資産期首現在高	固定資産期首現在高 (漁業経営調査報告 (個人経営体調査)) (農林水産省)	連続したデータを安定して得ることが困難なため、昨年度同様、全期間 1 百万円で固定
	× 海面漁家数	漁業センサス (農林水産省)	漁船非使用 + 無動力船 + 動力 10t 未満 + 小型定置
水産業 (企業体)	期首有形固定資産	漁業経営調査報告 (会社経営体調査))	
	× 海面企業体数	漁業センサス (農林水産省)	動力 10t 以上 + 大型定置
水産業 (内水面養殖業)	漁家当たり固定資産期首現在高	固定資産期首現在高 (漁業経営調査報告 (個人経営体調査)) (農林水産省)	漁船漁業 3t 未満の平均値を利用
	× 内水面漁業経営体数	漁業センサス (農林水産省)	
鉱業	都道府県別鉱業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計 (国土交通省)	
製造業	有形固定資産取得額 (土地以外のもの) 建物及び構築物、機械及び設備、その他の合計額	工業統計 (経済産業省)	「経済センサスー活動調査」実施年はセンサスの値を利用
卸売・小売業	都道府県別卸売・小売業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
金融・保険業	都道府県別金融・保険業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
不動産業	都道府県別不動産業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
運輸・通信業	都道府県別運輸・通信業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
電気・ガス・水道業	都道府県別電気・ガス・水道業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
サービス業	都道府県別サービス業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	

(3) 推計フロー



(4) 計算式

●当期除却率

除却率は都道府県一律とする。

$$\text{除却率}_{t,i} = 1 - \frac{\text{資本ストック}_{t,i} - \text{投資額}_{t,i}}{\text{資本ストック}_{t-1,i}}$$

●翌年度投資額(平成 22 年度以降)

$$\text{投資額}_{t,i,p} = \text{投資額}_{t,i} (\text{資本ストック年報}) \times \frac{\text{投資額}_{t-1,i,p} \times \text{按分指標伸び率}_{t,i,p}}{\sum_{\text{都道府県}} \text{投資額}_{t-1,i} \times \text{按分指標伸び率}_{t,i}}$$

●翌年度資本ストック(平成 22 年度以降)

$$\text{資本ストック}_{t,i,p} = (1 - \text{除却率}_{t,i}) \times \text{資本ストック}_{t-1,i,p} + \text{投資額}_{t,i,p}$$

t: 年度、i: 産業、p: 都道府県

2.6 社会資本ストック

2.6.1 推計方法の概要

(1) 概要

社会資本ストックは、公的機関（一般政府及び公的企業）による毎年の公共投資によって形成されてきた、道路、港湾、上下水道等の資本の蓄積（ストック）である。

平成 28 年度までの本モデルでは、社会資本ストックの統計として内閣府「日本の社会資本 2012」（2009 年度まで）を基礎として利用しており、2010 年度以降は、部門毎の投資額を決算資料等の関連統計、都道府県別投資比率を「行政投資実績」により推計し、延長を行ってきた。

今年度は、内閣府「日本の社会資本 2017⁵」（2014 年度まで）による 2014 年度までの粗資本ストック額（2011 年価格）を利用した。

(2) 都道府県別社会資本ストック推計の枠組み

【社会資本ストックの範囲】

本調査が対象とする国土基盤分野は以下のとおりである。

- 交通分野（道路、港湾、空港）
- 国土保全分野（治山、治水、海岸）
- 生活分野（都市公園、上水道、下水道、廃棄物処理、住宅）
- 文教分野（社会教育、学校）
- 産業分野（農林漁業、工業用水）

【価格評価】

設備投資及び資本ストックは、平成 23 年基準価格で評価する。平成 28 年度版モデルまでは、「日本の社会資本 2012」をベースに延長した平成 17 年基準価格であり、今年度は基準時点が変わっている。

⁵ 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）では、社会資本ストックをおおむね 5 年おきに推計・公表しており、今年度の本モデルでは、現在の最新である「日本の社会資本 2017」（平成 30 年 3 月改定）を利用している。